

# 第 10 回 協 議 会

(平成 1 5 年 8 月 27 日開催)

## 会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第10回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年8月27日

開催場所 西伯町役場2階 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭  
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓  
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫  
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊

欠席委員 佐伯 勝人 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦  
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃  
合併推進室主事 前田智恵子 会見町町民生活課長 野口 晃  
会見町福祉保健課長 赤井 安男 西伯町産業課長 持田 和史  
会見町産業課長 三鴨 義文 西伯町総務課長 藤友 裕美  
会見町総務課長 米原 俊一 会見町公民館長 潮 智博  
西伯町出納室長 山岡 永子 会見町出納室長 加藤 伸  
会見町福祉保健課補佐 檀田 明美 西伯町健康福祉課主幹 谷口 秀人  
西伯町中央公民館主幹 池田 明美 西伯町中央公民館主幹 古曳 正之

(開 会 13時30分)

奥山室長 それでは、皆さん、こんにちは。暑い中、御苦労さまでございます。本日の第10回の合併協議会に皆さんお出かけいただきましてありがとうございます。8月も終わりになりましたが、涼しい冷夏ということではありますが、なお残暑厳しい今日この頃でございます。本日8月27日は、来年の平成16年10月1日の合併まで401日前ということでございます。引き続きまして合併の取り組みに御協力をお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第10回会議を開催させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。鳥取県市町村振興課分権推進室長の亀井委員並びに会見町、佐伯委員の2名の方が欠席でございます。また、副会長の三嶋会見町長並びに委員の宇田川会見町議会議長の2名の方は、会見町内で不幸がございまして、その葬儀の出席のため若干おくれるということでございます。したがって、現在4名の方が欠席でございます。現在、17名のうち13名の方が出席ということございまして、本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりますと、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長の挨拶であります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

残暑厳しい折でございますけれども、委員の皆様方にはお元気で御活躍をいただいておりますこととお喜び申し上げたいと思います。盆を挟みまして今日は第10回目の合併協議会ということでございます。欠席や遅刻ということで、若干日程を変更させて今日は進めさせていただきたいというように思いますので、よろしく願い申し上げます。

先般、まちづくり委員会、これは総務の方でございましたけれども、開催になりまして、実は出席をさせていただいて傍聴をいたしました。7時30分から始まって、9時半でもまだ終わらないというような状況でございまして、嘗々と両町のまちづくり委員の皆様方がまちづくりについてお話し合いをなさっておられる姿を拝見しまして大変うれしく思いましたし、そういう営みがきっと新しい町の大きな建設計画に反映されて、いいまちづくり計画ができるのではないかとこのように確信をしたところでございます。ただ、委員さん方の出席ということについては、いささか出席率が悪うございまして、運営の方法だとか、あるいはテーマの絞り方だとか、そういうことについて工夫をする必要があるのでは

ないかというようなこともあわせて感じたような次第であります。協議会の委員の皆様方にもひとつ傍聴など出かけていただきまして、激励を賜りますようによろしく願いを申し上げます。

そういうことを申し上げながら、きょうの会は、新町の名称候補を絞るというような大切な協議会でございます。よろしく願い申し上げまして、開会のごあいさつにかえたいと思います。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定によりますと、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、日程に従いまして、議事録署名委員の指名を行います。

秦豊委員、岡田昌孫委員に署名委員を指名いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

三嶋副会長や宇田川委員がちょっと遅刻されるということでございますので、日程を変更いたしまして報告事項から入らせていただきたいと思います。

報告事項の(1)まちづくり委員会での話し合いの概要についてということをお最初に御協議いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 それでは、御説明いたします。お手元にお配りしております資料13ページをお開きいただきたいと思います。

報告事項第1号は、まちづくり委員会での話し合いの概要についてでございます。

第4回(教育部会は第5回を含む)まちづくり委員会の開催概要及び今後の計画は、以下の通りであるということございまして、前報告いたしました内容に加えまして、今回第4回、教育部会は第5回も含めまして開催いたしております。先ほど坂本会長の方からのご挨拶にもございましたとおり、とりあえず話し合いの2回目あるいは3回目が一応終わりました。出席の方でございますけども、13ページの上の方の表に書いてございまして、6人、5人とか、建設水道は13人と半分を超えたんですが、やや低調でございました。それぞれの話し合いのテーマについては、またちょっと後ほど簡単に概要触れたいと思います。

先に今後の予定でございますけども、2の表でございますけども、第5回(第6回)の

開催予定ということで、9月10日ないしは9月9日、それから、住民福祉部会につきましては、8月29日、今週の金曜日にも1回開くというようなことで、これで一応話し合い自体は最後ということにいたしたいというふうに考えております。

今回の話し合いの概要でございますけれども、前回に倣いまして、少しそれぞれの部会で関心が高かったようなことについて少し御報告を口頭で申し上げておきたいと思っております。取りまとめたものは、またまとまり次第お配りするという前提で、ここは簡単に説明をさせていただきますけれども、まず、私どもの方から、総務企画の方でございますけれども、人権の尊重というようなテーマで男女共同参画社会の実現についてお話し合いをしていただきましたけれども、やはり男女共同参画の実態なり今後の方向性についてかなり認識が違うということがございました。男性中心の社会が当たり前だという前提でお話しなさる委員の方もいらっしゃいましたし、そういうことを根本から見直すということが大事だという意見ございまして、もともと結論を見出していただくということではございませんでしたけれども、かなりすれ違ったというような感想を持ちました。

それから、高度情報化の推進につきましては、やはりCATVに新しい町の情報を積極的に載せるような施策をとっていただきたいということで、これは大体皆さんの御意見が一致いたしました。

それから、IT技術の普及につきましては、やはり御高齢の方もいらっしゃいまして、その利用が十分にいかないことが考えられると。そのような方に対するサポートといえますか、情報に接する機会を失わないような、補足的な施策をとっていただきたいというような御意見がございまして、これも大体皆さん意見の一致を見たようだというふうに受け取りました。

奥山室長 続きまして、建設水道部会の会議の報告をさせていただきます。出席は、西伯町7名、会見町6名ということで、委員の方は合わせて13名の方でございました。そのほか合併協の方から福田委員さんに傍聴に来ていただきました。

前回は道路網の整備ということで話し合いがなされましたが、今回は上下水道につきまして話がなされたわけでありまして、次回は環境とか住宅政策についての話し合いをするということでございます。

まず最初に、前回の道路網の整備の話し合いの中で意見等がありましたらということでありましたが、委員の方からは意見はございませんでした。上下水道の話し合いにつきましては、両町の水道、下水道の現状の状況を、管内図を見ていただきまして行ったわけで

あります。そして、さらにまちづくり計画の原案につきましても説明をして、意見交換をしてもらったということでございます。

委員さんの中では、上水道とか簡易水道とか下水道につきましても、公共下水とか農業集落排水とか合併浄化槽とかある訳でありまして、そのあたりの専門的な用語が出ておるといようなことで、なかなか理解ができなかったといようなふうに感じたところがございます。

下水道等の料金の設定はどういう考え方かといようなこともありまして、これは住民票の数を基本にしておるといようなことがありました。現在合併浄化槽を、西伯町におきましては今年度から、15年度から浄化槽の市町村整備事業といようなことで、これまで個人が行う合併浄化槽から町が事業主体で行うといようなことで説明がなされたわけでありまして、これにつきましても個人または町の負担金が少ないといようなことございまして、合併後におきましては計画区域を拡大いたしまして、新町に拡大させて実施するといようなことでございます。その他、下水道の普及率とか水洗化率とか、そういうようなことも話がなされたところがございます。

まちづくり計画の原案の中身であります、水資源の有効利用の観点から、雨水といいますが、雨水タンクの設置の補助の検討はどうかといような意見も出ました。両町の水道を、会見町は簡易水道でありますけども、西伯町は上水道でありますけど、それを一本化するについてのいろんな課題などが出たわけでありまして、合併したら税金が高くなるのではないかといような意見もありまして、税金については税率は変わらないわけでありまして、そういう、米子市と合併したらいろんな事業が後回しになるのではないかといようなこともありました。

さらに、下水道が普及いたしますれば、より水が不足するのではないかといことでありまして、現在相当下水道が普及しておるわけでありまして、さほど水不足になるといようなことはないではないかといことでございます。

さらに、両町の水道を一本化した場合の水量の余裕はあるかないかといことでありまして、会見町の諸木水源がそういう見込みがあるわけで、ただ、結果が出ないとわからないけども、見込みはあるといことございまして。それから、西伯町におきましては、マンガンとかそういうもので非常に水質改善に経費がかさんでおるわけでありまして、家庭の機器が長もちしないのではないかといような意見もありましたですけども、これについても送っている水の質は変わらないといようなことございまして、大体そういう

ような意見のやりとりがあったところでございます。以上でございます。

岡田室長補佐 続きまして住民福祉部会ですけれど、西伯町が2名、会見町が5人で、委員7名の参加で行いました。

それで、今回は介護保険とか健康づくり、支え合いの事業というようなことの内容について話し合いを行ったわけですが、特にいきいきサロンといいますか、介護予防の関係でそういう、部落ごとにお年寄りさんに集まってもらうような事業をやっているということで、そういうのを大いに進めてほしいということと、西伯町で特に3級、4級、5級の独自にヘルパー養成をやられてると。その辺について、そういうことで養成したヘルパーさんが活躍できる場をつくっていただきたいというような意見でした。

それから、健康対策の方では、保健婦さんの方から実態の話もありまして、健康診断とか人間ドックとか、そういうものを大いに進めてほしいということでした。

それから、ボランティア活動のところ、西伯町でやられているあいのわ銀行というのを、新しい町になって全町的にボランティアとして進めていくということで、具体的にはもうちょっと中身として具体性のある計画を立てないと、一般的にボランティア活動の強化というような文言だけじゃなくて、もうちょっと具体的にまちづくり計画の中に盛っていかないといけないんじゃないかという話がありました。

それから、あと福祉教育の関係で、社協の方でも福祉教育ということで取り組んでるんだけど、町の方と連携して、もう少しその辺にも力を入れていただきたいというような意見がありました。

主なところは以上です。

米原室長補佐 産業経済部会ですが、簡単に説明させていただきます。産業経済部会、西伯町3人、それから会見町から3人で、計6人出席がありました。

今回の話の中では、やはり朝鍋ダム周辺の整備を考えていく必要があるんじゃないかという意見が出ております。

それから、現在西伯町では緑水湖周辺を整備しておられますが、バンガロー等宿泊施設、そういったものを活用しながら、朝鍋ダム周辺の整備とそれらとを絡めた観光のあり方を考えていく必要があるんじゃないかという意見も出されておりました。

それから、そういう商工観光の振興と、それから特産品等の物流等も考えますと、やはり道路が大事じゃないかという意見も出されておりました。特に会見町から西伯に抜ける主要地方道溝口伯太線、これの整備を早急に進める必要があるんじゃないかという意見

が出されておりました。

それと、最後の方に、外から人が来てもらうばかりではなくて、今住んでいる人が幸せになれる町を目指していく必要があるんじゃないかという意見が出されました。

以上、簡単ですが、終わります。

前田主事 教育部会です。主に幼児期から青年、中高年まで対象とした教育について話し合いが行われました。特に学校教育についての意見が盛んで、地域の教育と学校の教育との境界線がよくわからないといったことや、学校教育に高齢者のボランティアを積極的に取り入れてほしいといった意見がありました。以上です。

坂本会長 それぞれ、部会の概要を報告いたしましたけれども、委員の皆様方で御質問はございませんでしょうか。

私の方からちょっと意見ですけど、まちづくり委員会でこういうことをテーマに話し合いをしますというのをいつか決めましたね。ちょっと魅力に欠けるじゃないかと思うだaganな。役場の事務をそのままぼんと委員さんに投げ出したような感じで、何かこう。というのは、4回目にしてこういう出席の人数ですから、ずんずんおもしろくなんなっただないだろうかという感じがするですだaganな。それで、ちょっとやり方を工夫、僕はしていただきたいと思うわけです。聞いとってね、一生懸命やっておられますけど、素人受けせんというか、おもしろない話だなというように思ったわけです。要らんこと言ったかもしれませんが。

福田委員。

福田委員 私も質問じゃございませんで感想でございますが、今、会長が言われますように、建設水道部会を前回傍聴させてもらいましたが、おっしゃるとおりで、私も全部の資料をもらっとるわけじゃございませんので、ただ見て聞いておっての感じですが、特に行政の中の事業会計でありますし、特に上水道、簡易水道、公共下水道、あるいは農業集落排水だ合併浄化槽なんていう言葉がね、まともに言ってもわからないのが、簡略に上水だとか簡水、一般の人には全く何のことかいなという感覚でおられて、事業そのものがまずのみ込めてないんじゃないかなということ。これは当たり前だと私は思っております。我々議員でも、本当にこの事業というものの性格なり、行政の中での事業としての実態というものが本当にのみ込めておって、また、住民にかわってやっておるかという観点から考えても、万全のものではございませんでね、そういう中で本当期待をするのは、一番身近な水問題と、合併になってどうだろうか、あるいはここがポイントなんだからどうすべ



きかというような、お互いに委員さん同士で若干議論が欲しかったなと思いますけど、要は行政側と個々委員さんの若干の質疑に終わった中での問題点があらわれたという実は感じがしておりまして、恐らく前回がまちづくり案の委員会としては最終的で、もうほとんどまとめに入っておられるなという感じがしまして、それがどのように全体の中でのまちづくり、基本計画に反映をされて、協議会へどのような形で上がってくるんだろうかなという、実は期待と、それから若干の不安と持ったというのが実は感想でございまして、本当に委員さん方がどうのこうのというより、100人委員会の議論というものをちょっと期待し過ぎた感があったかなという思いがいたしたところでございます。感想でございますが。

坂本会長 何かありますか。

岡田委員。

岡田委員 私はやっぱり一番気になるのは出席が悪いということなんですよね。もっと本当は期待をして、ざっくばらんな御意見を待ってあったわけです。あんまりそれが出ません。

それと、もう一つは、まちづくり計画の原案の細案は、みんなもっともなことが書いてありましてね、一つとして削る必要はないと思うんです。問題は、例えば教育部会なら教育部会で、事務局サイドとして、このことについては住民代表の皆さんがどういう考えを持っとるだろうかということをおある程度2つでも3つでもいいから絞ってね、もう最後です、もうあんまり時間ありませんから、そういうことについて論議をしてもらうような方法しかないんじゃないか、残るところはと、そういうことを思ったわけでございます。以上です。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今、岡田先生が言われた部分、同感だなという気がします。実は私も教育部会を傍聴させていただきました。その中で、本当にお世話になっている委員さん方が、本当に大事な意見をおっしゃっている部分が随分あるなという感じも受けております。ただ、それを、このところ事務局の方からまとめて話し合いの記録という形で見せていただいているわけですが、どっちかという肝心の委員さん方の御意見がいろいろあいに集約されておる部会と、それから、事務局の説明の部分が非常にこれ多いんですよね、部会によっては。そういう住民の委員さんから出たものを大切にするようなまとめ方をさせていただく必要があるんじゃないかなという気がしてこれ見せてもらってますので、これは事務局への注文

の形になりますけれども、こういう委員から質問があって、それに事務局がどう答えたか、説明になっちゃってるわけですから、現状の。あるいはこういうことが欲しいなと言ったときに、それはこうこうでできませんよと、極端に言えば、そういったような説明が加えられておるんが多々見受けられますので、そういったものを整理をいただいて、各部会とも調整とったものにしていただくことが大事じゃないかなというふうに思ったところですので、先生がおっしゃったこととあわせて。毎回よう聞きに出ておりませんもんで、一緒にされるから、部分的にしか聞かせてもらってませんけども、そんな感じ。確かに委員方おっしゃる意見、こういうこと大事な部分があるなというのが、まだこの次のまとめじゃないと出てこんから、どういうふうにまとまって出てくるかなと期待はしてますんで、よろしくをお願いします。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 私は、1回目には産業経済に出ました。ここではわりと自由な意見を取り上げていただいて、本当、白紙のところ絵を描くような話ができ、ああこりゃいいなあと思って出させてもらいました。2回目と3回目は教育部会に出ましたけども、ちょっと意見が出かかると、役場の方というですか、行政のプロの方が、どっちかいうとこれはこうだというふうに切られるみたいな場面が私には感じられたもんですから、もちろん参加も少ないんですけども、何か出て意見言ってる人、言いがいいがないんじゃないかなというふうな、そういう感じを受けました。

実は私の娘は建設水道部会の方に、希望がかなえられなくてそちらの方になったんですけども、専門用語ばかりで全くわからないし、ただ役場の会の延長でしかなくて、おもしろくないし、魅力がないようなことを言いつつも帰ります。本人は期待をして出かけるんですけども、いつも何か裏切られているみたいな感じでして、このまちづくり委員というのは全くの素人の集まりですので、もちろん参加も少ないんですけども、その辺で、素人でもその会に加わっていけるような魅力ある会にできてなかったんじゃないかなということを感じまして、もう終わりになったんですけども、本当はもっと自由な意見がぽんぽん出てよかったんじゃないか、取り上げてほしかったなみたいな、そういう感じがいたしました。

坂本会長 実際にそれぞれの部会でどのような運営がなされているのか、全部は私も承知はしてないんですけども、両町の課長さん方で成る幹事会を中心に進められているのではないかと思います、あそこに書いてあることはみんな必要なことで、必要ないこと

は多分書いてないと思います。ですから、的をもうちょっと事前に絞っていただいて、こういうテーマできょうお世話になりたいというような、魅力的な話題を持ち出して、それに自由な意見を言っていただくような、そういう運営をもう一度、最後になりかけておりますけれども、やっていただきたいなというように集約したいと思いますが、これは私の方からの要望ですが、幹事会の課長さん方、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことでよろしゅうございますかいな。どうもそういう意見が皆さん感じておられることですので、ひとつ事前の準備をちょっとしていただいて、もうちょっと参加者がふえて、自由に意見を言っていただくような運営をひとつよろしくお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

そういたしますと、次に提案事項に入らせていただきたいと思ひます。5番の(1)住民福祉部会、健康対策業務についてを御協議いただきたいと思ひます。

住民福祉部会の会見町福祉保健課長の赤井課長。(発言する者あり)

野口さんですか。

野口課長 ちょっと総括的に、それぞれかなり広範囲に住民福祉部会はありまして、それぞれ説明は専門の立場から説明者が変わると思ひますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

最初に西伯町の谷口の方から説明します。

谷口主幹 失礼します。私の方からは健康対策業務の御提案をさせていただきますと思ひます。1ページをお開きください。

健康対策業務といいますと、全体的にいいますと予防接種を中心とします予防業務、それから乳幼児健診などの母子保健、それから健康づくりなどの地域保健、それから各種健診、あるいは健康教育、健康相談という老人保健、そういう部門に分かれております。それぞれの資料に従いまして1ページ目から御説明をいたしたいと思ひます。この中で、逐一御説明をするわけですが、全体を通しまして現在のサービスを低下しないようにということをお原則にしまして、合理的かつ効率的な観点から、あるいは費用と負担、こういったこと、それから健康対策業務につきましては年度途中に変えるということはなかなか、混乱も生じるということから、17年度から統一して実施をしたらというようなところでございます。

まず、予防事業でございますが、予防接種です。逐一御説明をすればいいわけですが、時間もございませんので、調整課題と調整方針について御説明をさせていただきます。予

防接種の業務ですが、かなり両町の制度を継続すると。いわゆる予防接種法で規定がしてございますし、両町でほとんど変わりはないということから、継続ということになります。その上で健康対策業務については、16年度は各町の例により、17年度から調整方針に基づいて統一するというふうにしてございます。これが全体的な健康対策業務の考え方でございます。

インフルエンザにつきましても、これは両町変わりはありません。ただ、課題で、いわゆる個人負担については、西部の町村会と西部の医師会で大枠を決めていただいておりますので、これに従っていくということになります。

中学3年生のインフルエンザです。中学3年生の希望者に西伯町では実施していますが、会見町では実施をしていないということでございます。西伯町の例によりますが、負担金は今まで徴収をしてないということでございますので、これからは検診、費用の1割というものをおおよその目安にさせていただきまして、費用の負担というようなことも考慮いたしまして、費用の1割負担というようなことで提案をさせていただいております。

ちなみに、13ページを開いていただきたいと思います。以後、検診などいろいろ出てまいりますので、これらをすべて一覧表にまとめました。この表で見ますと、中3インフルエンザの予防接種、下段の右側になります。この表の見方は、まず左側に検診の費用がでございます。それから、西伯町はどのぐらいの個人負担があるのか、会見町、岸本町、日吉津村、米子市というような近隣の主だったところと比べてございます。そして新町、新しい町になるとこのような個人負担というようなところを掲げさせていただいております。したがって、中3のインフルエンザの予防になりますと、検診費用としては1,000円から3,000円、これは注射をする医療機関によって金額が違うということがございます。1,000円から3,000円の間で、西伯町は無料である。会見町は実施してないということでございますが、新町では目安として1割負担ということで300円をしたらどうかと提案させていただいております。基本的な考えではございますけど、あとは検診のところでは御説明をさせていただきたいと思います。

返っていただきまして、1ページにお戻りください。予防接種。集団接種、ポリオについては同じくでございますので、2ページをおはぐりください。ツベルクリン反応、BCG、結核検診、こういったものも変わりはありませんので、それぞれの制度を継続していくと。

献血事業でございます。課題、違いといたしまして、記念品の内容が違うということが

ございます。この記念品の支給については継続をいたしますが、品目については新町で調整をするということにしております。

母子保健の乳幼児健診です。西伯町と会見町では、スタッフが違ったり、対象年齢が違ったり、回数が違ったり、内容も違ったりということがございます。この中で、スタッフは西伯町の例による。スタッフは、見比べていただきますとおわかりのように、看護師や管理栄養士や図書館司書というのが、会見町と比べてそういうスタッフを加えてございますので、新町になりますと、このスタッフも当然、新町でございますので、西伯町の例のスタッフでということにいたしております。対象回数は、会見町の例によるということがございます。それから、フッ素塗布です。フッ素塗布につきましては、西伯町では健診時にも実施していますが、会見町は健診時にはフッ素塗布をしていないということから、フッ素塗布についても健診時にしようということで提案をしております。ブックスタートのフォローにつきましては、具体的に健診の際に読み聞かせをしているのが西伯町でございますので、当然スタッフも図書館司書というものが加わりますので、西伯町の例によるということがございます。

3ページです。1歳6カ月健診です。これもスタッフと事業内容、フッ素塗布、ブックスタートのフォロー、こういったものの違いがございます。スタッフについては、同様に西伯町の例によります。事業内容ですが、この健診の際に、あわせて、子供ばかりじゃなくて保護者の歯科検診もということを会見町では実施しておりますので、会見町の例によって実施をしたいと。フッ素塗布でございます。先ほどの3歳児と同じでございます。西伯町の例による。ブックスタートも同じでございます。西伯町の例による部分でございます。

乳児健診です。これもやはりスタッフ、対象、内容が違う、回数が違う、離乳食講習会も仕方が違うということがございます。スタッフは西伯町の例による、先ほどの御説明をさせていただいたようです。それから対象の選び方でございますが、平成16年度は各町の例によりますが、17年度から新町で調整をいたしたいというふうに思います。離乳食の講習は、西伯町は別事業で開催をしているということから、別事業開催の離乳食講習の実施をいたしたいというふうに思います。

はぐっていただきまして4ページです。5歳児健診です。西伯町は実施をしていますが、会見町は検討中ということがございますので、新町におきましては実施をするという方向でいきたいと思っております。

1つ飛びまして母子保健のパパママ教室でございます。西伯町では実施していますが、会見町ではまだ未実施ということです。これについても事業を引き続き継続いたしますけれども、内容は新町で検討をいたします。ただしというようなことでございますが、参加人数が、医療機関も実施をしているということから参加人数も少ないということがございますので、新町でも将来的にはするかしないかも含めて検討の必要があるというふうにしております。

下の方に2歳児健康ひろばがございます。これにつきましても西伯町は実施していますが、会見町は実施せずということにしておりますけれども、その次のページ、会見町でいきますとすすすく親子教室がございます。これも対象からしてみますと同じような教室であろうということから、これと調整をしますが、引き続きこの2歳児健康ひろばというようなものを継続していきたいというふうに考えております。

5ページですが、歯科検診・弗素塗布、実施回数が違うということがございます。年に西伯は4回、会見は1回。西伯町の例により、多い方に合わせるということで、西伯町の例によります。

いきいき子育て教室です。スタッフが違う。これは、その子供たちに係わるいわゆる関係機関の担当者、関係機関が、会見町の例によりますと大変たくさんの関係者が集まっているということから、この会見町の例のスタッフで実施をしていくというようにしております。

離乳食講習会です。西伯町は単独で、会見町では健診とあわせて実施していますので、前段でも申し上げましたが、西伯町の例により単独で行っていくということにいたしております。

保育園・小学校・中学校連絡会です。西伯町では実施をしておりません。会見町では実施をされております。関係者の連絡会でございますので、必要であるということから、会見町の例により実施をしていくというふうに考えております。

6ページをおはぐりください。地域保健です。食生活改善推進事業です。これは、組織、西伯町と会見町それぞれがございまして、そういう食生活改善推進委員さんが集まったの協議会でございますので、まず組織を統一すること。それから、食生活推進事業ということ、料理講習、開催内容、町の補助金がある、なし。会員さんによります年会費、養成事業、養成講座といたしまししょうか、そういったものでございます。両町の協議会でございますので、17年度までにいろいろ意見交換や交流や、そういったものをしながら統一を図

っていきます。食生活推進事業では、それぞれの制度を継続をします。料理教室では、内容は新町で調整をする。町の補助金が具体的にあると、西伯町はありませんが、会見町は19万9,000円という補助金がございます。これにつきましては、会見町の例に従って組織に補助金を出していくという方向を提案しております。これはなぜかと申しますと、会見町では地区ごとに伝達講習を義務化をしております、各地区集落でその伝達講習を行いながら、地域に食を通じた健康づくりを住民の皆さんに提案をしていると、普及をしているという活動に対して町の補助金が出ておるといふことでございますので、そういう伝達講習、いわゆる地域集落を活動単位とするということを中心にやるということをお前提にして補助金を支出すべきでないであろうかということでの提案でございます。年会費は会員で決定をして、そして養成事業は引き続き実施をしていくということであります。

保健委員でございます。報償費が違う、そして自治会での選出人数が違うということでございます。報酬は、西伯町でいきますと均等割等が4,000円と、それぞれの集落の戸数に130円を掛けたいわゆる戸数割りで支払いが、報償費が支出をしております。会見町でいきますと1人当たり7,000円というものが報償費で支払われております。自治会につきましても、西伯町でいきますと1人から3名の保健委員、それから、会見町でいきますと大きな集落でも1人ということでございます。これを西伯町の例によるということでございますが、西伯でいきますと、大きな集落は、50人以上になりますと複数の保健委員さんで健診の受診票を配っていただいたり、受診のアンケートを回収していただいたり、そういったようなことをしていただく保健委員さんを、50人を超えますと複数ですが、会見町でいきますと、200の集落のところもお一人の保健委員さんをお願いをしているということから、均等割、戸数割というものを実施をしながら、それによりまして自治会での選出も戸数によって人数を選定をしていったらどうかということでございます。

健康まつり、イベントでございます。これもいろいろ健康ウオークや健康まつり、会見町でいきますと健康福祉まつりというものがございます。新町において調整をいたしたいと思っております。

老人保健の健康手帳はそれぞれございますので、両町の制度を継続、課題はございませんので継続をする。

2番目の健康教育でございます。一般教育、個別健康教育、集団健康教育。集団健康教育のはつらつ運動教室や集団健康教育の若がえり健康講座というものがございます。これらも実施の方法と内容がそれぞれ違っておりますので、新町において調整をしたいという

ふうに思っております。新町におきます健康課題というものも、新しい町になりますと当然出てきますので、そういった健康課題を検討しながら健康教育の方を進めてまいりたいというふうに思います。下段の方のはつつ運動教室や若がえり健康講座、西伯町で行っておりますが、こういったものも、行っているそういう教室などは引き続き実施をしていくというような方向でございます。

3番目の健康相談です。生活習慣病の健康相談です。実施の方法、内容が違います。会見町の例によりまして、各地区で健診の結果説明、健康相談を実施をするということに相なっております。

はぐっていただきまして8ページです。健康診査です。それぞれ健康診査の項目の中には、健康診査の項目を、基本健康診査、胃がん検診、子宮がん検診、子宮体部がん検診、乳がん、甲状腺がん検診、大腸がん検診、肺がん検診というような、今行っています検診について記載をしてございますが、それぞれの検診は、課題で負担金が違う、対象年齢が違う、検診方法が違う、これらは大なり小なりこういったものが違いがございます。基本的に、基本健診でいいますと負担金無料、対象年齢は西伯町の例による、健診方法は個別、そして集団健診の併用だというふうに調整方針を掲げてございますが、先ほど見ていただきました13ページにお返りいただけますでしょうか。下段の右の方に書いてございますが、その前に、申しわけございません。漢字が違っておまして、検診個人負担金一覧表の上の方に「基本検診」というふうにございますが、この「検」は検査の「検」を書いておりますけども、健やか、にんべんの健康の「健」でございますので、申しわけありません、訂正をお願いします。それからもう1カ所、そのページの右の下の方に米印で「基本検診は無料とする」というふうにしております。この「検診」の「検」も健康の「健」に御訂正をお願いします。

ここで全体的に費用と負担というものの適正というんでしょうか、見直しということなことで提案をさせていただいたところでございます。全般的に費用が検診費用ですので、その費用のおおむね1割を御負担いただくというようなことで提案をしております。それぞれ西伯町でも会見町でも負担金を徴収している検診もございますし、徴収していない検診もございますが、1割を徴収。ただし、そこに、下の方の印にありますように基本健診は無料とするというふうにしております。基本健診といいますと、総合的な健診項目がございますので、単体の検診ではございませんので、広く、そして受診をしていただきやすいようにするために、この部分については無料というふうにした方が、健診の部分につい



てよいのではないかというふうに考えまして、総合的な健診項目であります基本健診については無料というふうな扱いをさせていただいているところでございます。

そして、印の2番目ですが、70歳以上の方及び65歳以上で身障手帳1、2級の方、そして町民税の非課税世帯の方は無料というふうな扱いをしてございます。そして人間ドック・脳ドックは除くと。負担は費用のおおむね1割を原則としているというようなところの基本方針で、新町の負担の、個人負担といいましょうか、受益者負担といいましょうか、負担金を設定をさせていただいているところでございます。

返っていただきまして8ページでございます。会見町と西伯町の健診の方法がやや異なっております。会見町でいきますと、集落に出かけていって健診を、一堂に集まってもらって検診車を派遣をして、そこで受診をする、いわゆるこれが集団健診という方法です。会見町ではこういう集団健診を主に実施をして、集団で健診をして、そして結果がわかれば集落で集まってもらって、そこで説明をしたりするというやり方が会見町のやり方です。西伯町でいきますと、そういう集団も西伯町ではございますが、医療機関にお願いしている健診が多ございます。これを、医療機関にお願いをしておりますのを個別健診といえます。ですから、西伯町でいきますと、個別、医療機関にお願いしているものと、集団、検診車で集まってもらって健診をする、そういう併用をしております。そういったものが特に違いがあるというふうに考えております。健診の方法としましては、個別と集団を併用しながら進むべきだと。会見町でいきますと、集団が主ですので、医療機関でも受けられるというようなやり方。それから、西伯町でも集団で健診をして、そしてまたそれを結果を説明をしながらお返しをするというようなやり方も、西伯町でも可能な限り取り入れてやるというような意味合いから、個別と集団健診の併用というようなスタイルをさせていただいているところです。

胃がん検診でございますけども、先ほどのおおむねの方向でございます。負担金が違う、検診方法が違うというふうなところでございます。

それぞれの検診で特に違いがあるというところだけを説明させていただきたいというふうに思います。9ページの乳がん、甲状腺がん検診でございます。これは特に特徴的なのが、調整方針でございますが、マンモグラフィーというのがあります。乳がん検診を受けた際のレントゲン、おっぱいをレントゲン撮るんですけど、こういう方についてもプラス徴収をするというようなことでございます。

はぐっていただきまして、中ほどの人間ドックでございます。人間ドックは対象医療機

関が、西伯町でいきますと医療機関ですが、会見町でいきますと西伯病院のみということでございますので、これらも新町の医療機関すべてに実施ができるようにすると。そして対象者が、会見町ではポイントを絞ったいわゆる節目の方が対象ですが、西伯町の例によりまして40歳以上の方にその対象を広げていこうということでございます。

11ページですが、上段の腹部大動脈瘤検診、西伯町では実施しておりません。会見町だけで今実施はしてございますが、現在鳥大、鳥取大学医学部の研究によって無料という扱いで検診がされておりますが、たとえ医大の研究というようなことがなくても、例えば有料になった場合でも必要であろうということでございますので、実施をしていくというような方向でございます。

脳ドックは、会見町実施をしておりませんが、西伯町が実施しておりますので、西伯町の例によりながら検診を実施していくということです。

機能訓練でございます。対象、スタッフ、内容、回数が違いますが、西伯町の例によります実施をしていきます。ことばの教室ですが、会見町は未実施ですけども、西伯町の例によりながら、いわゆることばの教室といえますと、言葉の障害のある方の言語訓練を進めていくということにしております。

はぐっていただきまして12ページです。成人歯科保健は違いがございません。

8番目の健康システムです。システムが、西伯町でいきますとケイズ、会見町でいきますと鳥取県の情報センターでございますので、健康システムを含めた全体のITの整備の中で調整していくということにしております。

健康対策業務は以上で終わりたいと思います。

坂本会長 野口課長。

野口課長 ちょっと補足をおきますが、言葉の中で、会見町の場合は地区という言葉の方がしてあると思います。西伯町の地区というのは旧村単位が地区ということになっておると思います。会見町の場合は、狭いもんですから、地区という表現は集落だというふうに御理解をいただきたいというふうに思いますし、それから、先ほど検診の1割ということで御提案を申し上げましたが、この根拠は、財政状況もさることながら、自分の健康はやっぱり自分が守っていくという立場に立っていけば、若干の負担はしてもらってもいいだろうということから、一応1割ということに統一したということを御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

これはこれで切っていいですか。

坂本会長 ただいま健康対策業務について提案をいただきましたが、御質疑や御意見があったらお願いします。

岡田委員。

岡田委員 6ページの上段の食生活推進の問題でございますが、実は料理講習を受けておる現場人の責任者として感想と、それから御質問を申し上げたいと思います。

年に3回、私の集落では伝達講習を実施しておりますが、会員は会費を払っておるとはいうものの、材料代等については、どうも町の方の補助金で賄っておるようでございます。大体1回当たり8,000円余りということになるのでしょうか。内容的には、毎回とも3つか4つの品目についての講習でございますが、ほとんど材料代はそれで賄っておるということですし、非常に内容的によいものが講習で取り上げられておるということで、これはもうぜひひとつ一人でも多くの、しかも年代を超えた講習生を得たいというふうに宣伝をしとるわけでございますが、この辺が非常にうまくいっておりませんで、固定化の傾向があるということやら、それからどちらかというと若いおばあさん方の年代に偏っておって、どんどんこれからええ料理をつくって家族を養ってやらないけんような元気のええ年代の御婦人とかお嫁さんの受講が少ないということが、非常に何か将来的に好ましくないというふうに思っとるわけですが、どうでございましょうか、西伯町さんでも実施をされておりますし、会見町でも、ほかの地区のこの受講者の実態というようなものを、事務局の方である程度把握しておられるようであればその辺を教えていただきたいと思いますが、もしなければ結構です。参加される大体の……。

谷口主幹 西伯町でいいますと、80人の方が今、食生活改善推進委員として活躍していただいております。やっぱり若い方が少のうございます。

もう一つ言いますと、各地区や集落で1人というような、あるいは何人かという、そういう選定の仕方を西伯町ではしておりませんでして、広く呼びかけて手を挙げていただく、あるいは地区の方が、集落の方があんた一緒に出よいよというような声かけをするというようなやり方でございますので、まだまだ、そういう食生活改善推進委員さんを広げていくという課題もございまして、若い方という課題も西伯町ではございます。

岡田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 基本的に基本健診の関係で、今まで無料であったり、それから個人負担があったりいろいろしておったものを、具体的に1割程度を御負担をいただくという方針にまとめていただいたと、こういう理解をしてよろしいわけですね。

それで、そこで西伯の場合、無料のケースに国保の加入者を無料にしとったわけですね。会見町の場合には、国保に関係のない一般の有職者の方についても、そこら辺をどういうふうに整理されたのかなということと、それから健康保険関係でも、住民全般という基本でこういうふうにされたんだらうなという気がするんですけども、いわゆる町が保険者になっておる国保の加入者、そこら辺をどういう整理をしてこういうふうにまとめられたのかなということちょっと伺っておきたいなというふうに思います。

それと、今の関係では、子育ての関係で、管理栄養士ほかという形で、西伯町の場合には、ただこの3者だけじゃなくて、その状況に応じていろんな方が参加をしているんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、会見町の場合、栄養関係は保健師さんが入れてあるんで、それで十分なのかなという形で会見町の例によるというふうにされたんじゃないかなと思うんですが、管理栄養士を外されたのはどういう部分で、あるいは西伯町の場合に管理栄養士ほかという、ほかのそのスタッフというのはどのくらいな範囲を加えておられたのかな。実施をする状況によって大分そのスタッフが変わってるんじゃないかなというふうに思ってまして、そこら辺の、会見町の例ということになると、これだけにスタッフを限定するというこれは中身になっちゃいますから。

檀田課長補佐 そういう意味ではないと思いますので、会見町の場合も、このスタッフはこういういろんな町内の母子保健に関する職種というか、関係者が集まって、今の会見町の子供たちにどういうことをこの教室の中でやっていこうかなということを相談してこの企画を立てています。現実の現場の講師としては、栄養士さんに来ていただいて料理講習することもありますので、管理栄養士さんを外したというふうにしたわけではなくて、こういうスタッフで企画運営をしているというふうに解釈していただいたらいいんじゃないかと思います。

森岡委員 状況に応じてスタッフは考えますよというふうに幅を持たせといていただくということですか。

坂本会長 国保の例。

谷口主幹 国保の、基本健診に限ってですか。

森岡委員 基本健診に限らず、国保加入者というのは、西伯町の場合、無料にしてるんです。

檀田課長補佐 会見町の場合は、以前は国保の方が、健康対策の10分の10の事業をとっていた時代については、国保の対象者の方については、検診料をいただくという形ではなくって、今、がん検診に補助金がありませんので、そのがん検診の検診代を国保の方から支出していただくというようなことをやっておりましたけども、国保の方だけ検診の自己負担を補助しているという制度は今まで行っておりませんでした。

森岡委員 やめられたと。

檀田課長補佐 はい。

森岡委員 私がお尋ねしたのは、西伯町の場合、今それをやっているわけですね。国民健康保険、いわゆる町が保険者として扱っておる部分について、その検診について奨励をしておる。1割負担は、これは将来的にやむを得んだろうというふうに思うんですけども、そこら辺をどういう整理をされたのかなということがお尋ねしたかったわけです。

坂本会長 谷口君。

谷口主幹 国保加入者の費用負担についても同様の考えで1割負担というような、おおむね1割というようなものを徴収させていただくように提案をさせていただきます。これにつきましては、すべからく町民であるというようなことから、ひとしく徴収をすべきではないかという意味合いです。

森岡委員 そういう考え方でやられたということですね。

もう1点、13ページに一覧表をつけてもらって見やすいんですが、乳がんだけじゃなくて、これ甲状腺も一緒にやってるんですよ。これ表示がしてないだけですね。

谷口主幹 そうでございます。

坂本会長 いいですか。

福田委員。

福田委員 先ほど説明をいただきましたのは、非常に健診が拡大をされていく方向が顕著に感じられるわけですが、この中で指摘をされておりましたように、健診方法の問題が一つございましたね。西伯町の場合は、保健委員さんを通じて事前申し込みをして、誕生月にやるというのが基本的な方法なんです。その、しかも集団があったり、あるいは個別ということで、民間の医療機関も含めて選択制というような考え方なんです。

一方では会見町さんの場合は、小集落に事業団の方から出向いてそこでやるという方法をどうもとっておられるようですが、西伯町の場合も、いつも言うんですが、健診率というのが非常に上がらない上がらないという議論してきたんですよね。これにはいろいろあつての上がらない要素というのはあるだろうと思いますが、これから新町に向けて、今あった調整方針は、個別アンド集団健診を併用したいということでございまして、ここではある程度のあれはわかるような気がします、今までの様子のそっくりしたものを、新町になっても同じような方法でやるということでこういう表現なのか。一般住民としてはどのように理解していくかということも出てくるだろうと思います。例えば小さな集落で、西伯町の場合、決めたときにそういう格好になるのか。今までどおり自分が好いたとき、誕生月に、好いたところの機関に行って診てもらいたいというようなことの継続になっていくのか、その辺がどうかということも感じられるものですから、西伯町の場合の健診状況は若干わかっておりますが、会見町さんの方で掌握しておられれば、そういう方法で大体健診率的にはどのような状況下にあるかということだけわかれば、今わかれば聞かせていただきたいと思いますと思っております。

坂本会長 檀田保健婦。

檀田課長補佐 会見町ですけども、基本健診の受診者数は、西伯町さんの基本健診の受診者数と遜色がないというか、余り人数は変わらない状態だと思しますので、受診率を換算したら会見町の方が受診率としては高い状況だと思います。多くの方に受けていただいていると思います。

福田委員 ということは、小集落へ出向くから多くの方が受けられるというようなことに理解すればいいでしょうかね。西伯の場合、とにかく申し込みを全員しといて、誕生月が来たときに改めてまた通知が来るんで、どっか受けなさいと。そこで本人が行って受けるのと受けないの、あるいは通常ほかの病気と併用してもう医療機関で診てもらったから申し込んだだけやめたとか、内容はありますけど、そのことはきょう今触れませんが、なかなか上がらない上がらないというのが西伯町の悩みだったもんですから、小さいところに出向いておられる会見町さんの方がよっぽどそういった住民と結びつきが高いかなと思って今感じたもんですから。よろしゅうございます。

坂本会長 いいですか。

谷口君。

谷口課長補佐 西伯町でいいますと、やっぱりいいところ、西伯町にないところ、会見

町が持っているいいところを、新町になったときに会見町のいいところ、西伯町のいいところを取り入れて受診率も上げよう。具体的に言いますと、西伯町で言いますと、地区に出かけていくという会見町の方式を取り入れながら、会見町で言いますと、医療機関でも、今まで受ける機会があんまりありませんでしたので、医療機関でも受けられるという、そういう両町のいいところをあわせまして受診率を上げたいと思います。

福田委員 ということでこういう表現になっておるということで理解すればいいですね。わかりました。

坂本会長 いいですか。

ほかに。

森岡委員。

森岡委員 もう1点ちょっと聞き忘れたことがありますんで、その前に、さっきのもう一つ、国保の補助金がなくなったから切るというのも一考すべき、事務サイドでは十分お考えになったと思うんですけども、実は町が国保は保険者なわけですわな。それで、保険者が自分が見ていかないかん対象にしっかりと健康診断受けてもらうためには、国保の保険者は、本当はちょっと配慮をいただく必要があるんじゃないかなという感じもあって、先ほどそこまでは申し上げませなんだけども、検討をいただくということだけお願いしておきたいなというふうに思います。これ西伯町の場合に、このためにどれだけのものを持ち込んだのかというと、ちょっと頭には数字が残ってませんので、どれくらい費用かかっているかというのが見当がつかないわけですけども、一遍検討をしてみて次回報告をいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、もう一つ聞き忘れしたのは、11ページの機能訓練の関係で、西伯町の例によるということではこれはまとめて提案をいただいとるようですけども、これは個人負担はないんですよ。会見町の場合には負担を取っていらっしゃるんですよ。ほかの基本的な健診等では個人の負担をいただかないということにしてあって、このものだけが実は負担がないという形にされた根拠、理由、考え方というのをちょっと聞かせていただいたらなど。(発言する者あり)食事代のことです。

坂本会長 檀田さん。

檀田課長補佐 会見町の個人負担というのは、普通の事業のときにはないんですけども、1年に2回程度バスで遠足とか、機能訓練の会として実際行ったりしますので、そのときの昼食代等の実費です。ほかは、例えば工作とか、そういう作品をつくったりというのは、

町で予算しておりますので、こういうのは本当に食事等自分で飲食されたお金の実費をいただいているということです、会見町の場合は、ここの自己負担というのは。機能訓練の自己負担の考え方はそういう内容です。

森岡委員 私がお尋ねしたいのは、ほかの基本的な健診等でも1割負担という原則論を言っておきながら、この訓練に関してはそういった費用がかからないんですかという。

坂本会長 谷口君。

谷口主幹 健診とは考え方を機能訓練については一線を引いておりまして、健康教育というような意味合いで、受益者の負担を求めながら実施をしていくというようなところで位置づけはしておりません。

坂本会長 位置づけが違うということですか。

森岡委員 はい、わかりました。位置づけが違ってるということですね。

坂本会長 ほかにございませんか。

磯田委員。

磯田委員 一つちょっと、保護者の歯科検診を会見町でなさってるようですけれども、これは公民館とかそういうところですか、医療機関に行つてされる、集団的になさっているのでしょうか。

坂本会長 檀田君。

檀田課長補佐 会見町で1歳6カ月健診の保護者の歯科検診をしています。きっかけは、会見町は過去、とつても1歳6カ月健診の子供さんの虫歯が多いということで、子供さんの虫歯予防対策として、お母さんというか、保護者の方のやっぱりその意識を高めていただくということが目的で、1歳6カ月健診のときに、同じ会場で子供さんの歯科検診を受けていただくし、お母さんにも、事前にアンケートとか検診票をお配りしておりまして、その会場で保護者の方の歯科検診も実施しています。その成果もあると思いますけど、随分1歳6カ月児、3歳児健診も、虫歯が以前と比べては減少してきています。

坂本会長 よろしいですか。

磯田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、一つだけ課題が課せられたのではないかと考えております。いわゆる国保の保険者としての対応について整理して、次回の会に案として提



案していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

どうでしょうか、微妙ですな、休憩しますか。(発言する者あり)

そういたしますと、ここで10分間、3時まで休憩いたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(休憩 14時50分)

(再開 15時0分)

坂本会長 それでは、再開いたします。

提案事項(2)番、住民福祉部会、特別医療業務について、赤井課長。

赤井課長 そうしますと、特別医療業務について御説明いたしたいと思いますが、その前に、前回8月5日の会見町で開催されました合併協議会の際に、岡田委員さんの方から、養護学校の送迎バスの拡大についての要望がございました。この件につきましては、8月の8日の定例の西部の町村長会の議題になりまして、このことにつきましては、一応米子市は、現在、委員さんが言われましたように、各バス停等までは送迎バスが出ているようでございます。この分につきましては、経緯を申し上げますと、米子市のあかしゃ学園というのがございまして、それが廃園になりまして、それを養護学校が受けまして、当初は米子市の方で運営の方をされてたようですが、運営の費用がかかるということで、その後、県の補助金を受けて、現在は米子市もそういう格好で各バス停まで送迎の方はされているということでございまして、この分、8月の西部の町村長会の方で県の町村長会に提出されます議題として一応出していただきまして、西部の町村長会の方から県の町村長会の方に提出されたいことは、西部の町村会の事務局長なり三鴨町長の方からはそのように伺っておりますので、御報告いたします。

岡田委員 ありがとうございます。

赤井課長 そうしますと、特別医療業務について御説明申し上げますが、この制度につきましては、ここに書いておりますように県の制度で実施しているものでございます。中身につきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者、特定疾患、ひとり親家庭、乳幼児の6つの障害並びにそういう方への医療費の助成をしている制度でございしますが、そのうち自己負担について県が2分の1、町が2分の1助成するものでございます。中身につきましては、県の特別医療の助成制度で2分の1、それから各町の特別医療の助成制度で2分の1助成するものでございまして、これは西伯、会見それぞれ同じ条例でやっておりますので、課題事項はございませんので、このまま引き続いて両町の制度を継続すると

いうことで調整方針を出しております。以上です。

坂本会長 特別医療については特に大きな課題はない、調整方針は両町の制度を継続するというところでございますが、何か御質疑や御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、特別医療業務については以上で終わりたいと思います。

(3)番、町の独自医療費助成業務についてを御協議いただきたいと思います。

赤井課長。

赤井課長 そうしますと、引き続いて町独自医療費助成業務について御説明申し上げます。

制度の中身といたしましては、現況の方に西伯並びに会見町の状況の方を掲載しておりますけど、この中でアの身体障害者手帳の所持者のところで、西伯町の場合は身体障害者手帳の3級の保持者、それと会見町の場合は3、4級の保持者ということで、対象者でここが違っております。

それと、助成額のところでございますけど、西伯町の場合は特別医療の範囲拡大ということで、本人の自己負担から、入院につきましては1,200円、通院につきましては1回530円を引いたものを全額助成するという形の制度になっております。会見町につきましては、助成額につきましては、知的障害については全額の助成するようになっておりますが、身体障害者の3、4級につきましては、老人保健法の28条、今現在でしたら、昨年の10月から老人医療の一部負担が1割負担という形になっておりますので、1割負担を引いた残りの2分の1を助成するという形の制度でございます。それと、精神障害者につきましては、これも同じく老人保健法の一部負担であります1割負担を引いた残りの2分の1を助成するという形になっておりまして、印で書いておりますように、歯科診療は会見町の場合は除くという形の制度でございます。

それで、課題といたしましては、先ほど申し上げましたように、対象者が会見町は身体障害者の手帳の4級の保持者も助成していくということになっております。助成額につきましては、先ほど申しましたように違いがございますので、調整方針といたしましては、16年度についてはそれぞれ各町の制度を継続して、17年度につきましては、対象者につきましては会見町の例によるという形で、助成額につきましては西伯町の例によるというところで調整方針を出しております。

それと、17ページのひとり親家庭のところでございますけど、これは、現況についてはそれぞれ長い文章を書いておりますけど、端的に申しますと、課題のところに掲げておりますように、西伯町の場合は対象者が養育者と18歳未満の子供さんという形になっておりますし、会見町の場合は母親と母親が扶養する扶養親族、血族でいいますと6親等内、それと姻族でいいますと3親等内の親族を扶養している場合は、会見町の場合は補助対象として助成しております。それと、助成額につきましては、上段の16ページのところでも申しましたように、西伯町の場合は一部負担金を入院の場合1日1,200円、通院の場合は1回530円を引いたものを全部助成すると。それと会見町の場合は、これも同じように老人保健法の1割等々を除いたものを助成するという形の制度でございます。ここで助成額が違いますので、調整方針で、対象者につきましては西伯町の例による、助成額につきましても西伯町の例によるという形で、実施時期につきましては、16ページに掲げておりますように、16年度は各町の例によって、17年度からそういう対象者並びに助成額については西伯町の例によるという形で調整方針を出しております。

就学前の小児医療費助成制度につきましては、現在、特別医療では4歳未満の通院の助成制度がございますけど、4歳から就学前までにつきましては、西伯町は町独自で、同じように一部負担金を取って、残りを助成する制度を設けておられます。会見町についてはこの制度はございませんので、ここで課題として、それぞれ違いますので、これにつきましても同じように16年度は各町の制度を継続して、17年度から西伯町の例によるという形で調整方針を出しております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

御質疑や御意見求めます。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ確認をさせてください。この独自医療の業務については、基本的に対象者は会見町の例によるんだと。結局障害者の関係では4級を加えるということだったね。けども、助成については西伯町の方がちょっと多い、個人負担少なくなっていますよね。例えば障害者の、これは2万円費用が要ったときの例でつくってある表だと思うんですけども、医療費全部、事例ごとに違いますから。例えば今まで会見町の4,000円出しておられた人が、西伯町の1,060円で済むんだよと、こういう理解をしていいと思うんですが、そのとおりですよ。それで、さっきの保健の関係では負担を随分といただこうという考え方。それから、こういう特殊なといいますか、特別な医療に関しては全

般に下げていこうということにもなるわけですが、もし検討の中で4級を加えたときに町の負担というのがどういうふうに変化していくかということを検討されておいたら、ちょっと教えてください。結局西伯町に4級が加わってくるわけですから。されてなかったらよろしいですよ。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 西伯町の場合、今現在、身体障害者の4級の手帳を保持されております方は63名おられるということ聞いております。それと、会見町の場合の14年度の実績を申し上げておきます。4級の方の医療費の助成につきましては、助成を受けられた方が9名おられまして、その方の9名の医療費が40万2,550円助成しております。

森岡委員 ありがとうございます。

坂本会長 よろしいですか。

赤井課長 それと、先ほど説明申し上げました資料の後の18ページに、一応参考例といたしまして、どうなるかということで比較表の方を載せておりますので、また後ほど目の方を通してもらったらと思いますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 赤井課長、調整方針を出されるときに、いわゆる財源、財政ですね、影響額というようなことまで考えてはしておられませんか。していないということね。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件につきましては以上で終わりたいと思います。

(4)番、児童福祉業務についてを御協議いただきたいと思います。

野口課長。

野口課長 児童福祉業務の中の放課後児童クラブだけは私の方で御提案を申し上げたいというふうに思います。

現在、西伯町、会見町はそれぞれ要綱の中で実施をしております。基本的に調整方針といたしましては、16年度は従来それぞれの町村の制度を継続をして、17年度以降新しい制度で統一をしてやっていこうというのが基本であります。

最初に、対象者であります、西伯町の場合は3年生、会見町は4年生までであります、要綱の中でいくとおおむね10歳未満ということがありますので、西伯町の例によって3年生までやっていこうということです。

それともう一つは、次に学期中の開催日ですが、月曜日から金曜日は会見町も西伯町も同じであります。西伯町の場合は土曜日を現在実施をされております。会見町の場合は実施をしておりません。土曜日につきましては、それぞれ、会見町は非常に土曜日、週休2日制の保護者が多いということで、実は土曜日を今現在実施しておりません。西伯町の場合は、学校週5日制のときの2、4が休みだから1、3ということがそのまま継続されて実施されておるようですが、そういったも、ここに上げておりますように、それぞれ下の方に上げておりますが、学童クラブというのが小学校区に1つずつということがありますので、ここに地域という書き方をしておりますが、それぞれの校区単位の実数によって調整を、実施をするかせんかを決定していこうというふうに調整をしております。

それから、開設時間が、始まりと終わりが西伯町の場合は午後1時30分から5時半ということになっておりますし、学期中ですが、会見町の場合は、その学年の対象児童が終わった児童が終わった時点から学童保育を実は実施をしておりますので、ですから、例を挙げますと、新入児が11時ごろに帰ってくるということになれば、学校と連絡とりながら、その時間に合わせた開設を実はやっておりますので、開設時間は会見町の例によるというふうにしております。

それから、の長期休業、いわゆる春・夏・冬休みであります。時間が会見町の場合は8時から6時、それから西伯町の場合は8時半から5時半ということで、大体勤めて5時までで、その保護者が米子を中心と考えていきますと、大体5時に終わって若干整理して5時半ごろに職場を出られて、6時には帰っていかれるだろうということで、会見町の例によるということに調整方針を出しております。

それから、利用料であります。西伯町の場合は学期中はなしと、会見町の場合、年間を通して徴収をしております。西伯町の場合は、長期休業中は経費の3分の1程度を徴収しておられますが、その根拠は人件費の3分の1ということのようでございます。

続きまして、おやつ代が西伯町の場合は1,000円、会見町の場合は2,000円ということですので、この辺を、利用料、おやつ代とも年間を通してやっぱり徴収をするべきだというふうに調整をいたしました。

それから、保険料も、従来民間と、児童クラブ共済ということで会見町やっておりますが、若干こちら辺が、限度額等々が違うようでありまして、これも17年度までに決定をするというふうにしております。

それから、指導員の定数であります。こういった実は学童保育について指導員の基準

というのはありませんが、県が目安として出しております基準を参考にしながら17年度までに決定をしていこうという調整方針でありますし、先ほど言いましたように、クラブ数であります。それぞれ会見、西伯1クラブであります。会見町は御承知のように第二小学校というのがありますが、今現在、一緒に一つの校区ということで設定をしておりますので、クラブ数については各小学校区単位で開設(ただし、当分の間、会見第二小学校は会見小学校区とする)というふうに調整をいたしました。

それから、最後に施設の問題であります。課題として施設の確保ということをして上げております。西伯町の場合は中央公民館、会見町の場合は農村環境改善センターをそれぞれ間借りをしておるわけですから、そういった部分で、やっぱり児童館もひっくるめて新たな施設は新町で検討をしていただきたいというふうに調整いたしました。以上です。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 そうしますと、20ページからの保育関係について御説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、保育園の関係でございますが、保育園の西伯、会見で違いますところは、そこにも課題のところに書いておりますように、開所の時間が、朝の時間は一緒ですけど、終わる時間が西伯の場合6時半、それと会見が6時ということで、ここで時間が違いますので、この分につきましては、16年度については各町の制度をそれぞれ継続いたしまして、17年度から西伯町の例によるということで調整方針を出しております。

土曜午後保育につきましても、これは両町、今現在やっておりますが、これも同じく終わりの時間が6時半と6時ということで違います。(発言する者あり)ごめんなさい。始めの時間が7時半と8時、それと終わる時間も6時半と6時ということで違いますので、この分につきましても、16年度は各町の制度をそれぞれ継続でいきまして、17年度から西伯町の例によるということで調整方針を出しております。

それと、乳児保育につきまして、これは両町やっております同じでございますので、各町の制度を継続するというところでございます。

それと、特別保育につきましては、世代間交流から病児保育までそれぞれございますが、これにつきましては、会見町の場合やっていない事業がありますけど、対象者がいないということでございますので、対象者があればまたこの事業に取り組むということで調整方針を出しております。

それと、保育料につきましては、これは22ページの方に現在の西伯、会見の15年度

の徴収金基準額表の方をつけさせてもらっております。保育料につきましては、この表を見てもらえばわかりますけど、7階層まであるわけですが、今現在、1階層から3階層までは西伯、会見同じ保育料の額になっておりますけど、4階層から7階層まではそれぞれ町の政策的な部分がございます、額が若干高かったり低かったりということがございますので、この保育料につきましては、16年度は各町の現状で継続しまして、17年度から統一した保育料でという形で調整方針を出しております。

それと、児童手当につきましては、これは国の制度でございますので両町同じでございます。

それと、子育て支援策につきましては、まず出産祝い品の方が、西伯町の方が1万円相当、会見町の方が3,500円相当のアルバムの方をそれぞれ祝い品として実施しとるわけですけど、この分につきましても、17年度から西伯町の例によるということで調整方針を出しております。

それと、絵本の配布につきましては、それぞれ西伯、会見、やっていることが同じで課題ございませんので、両町の制度を継続するというで調整方針を出しております。以上でございます。

坂本会長 野口課長。

野口課長 済みません、ちょっと落としておりまして、学童保育のところの休業中の実は休園といいですか、休みの関係が、ほぼ西伯町と一緒にありますが、正月だけが1日違っております。これも会見町の例によるというふうに調整をしておりますが、ほぼ5日ぐらいいまで休みだろうということ、親がですね、想定をして、会見町の場合4日ということにしておりますので、そういった会見町の例によるということで調整をいたしましたので、大変失礼をいたしました。

坂本会長 御質疑や御意見を求めたいと思います。

塚田委員。

塚田委員 放課後児童クラブですが、対象者が会見町は4年生まで今対象になつとるようですが、新町で西伯町の3年生までということで、若干その対象が下がってくるということは、サービス低下というか、そういう部分もあるんじゃないかなと思うわけですが、3年生まで下げた根拠というか、どういう話し合いをなされたのか…。

坂本会長 野口課長。

野口課長 実はうちも最初、会見町が当初出発したときは3年生までずっと実施して

おったんですが、保護者から4年生を是非ということではいろいろやりとりをしました。学校の先生から、3年生までにするのか4年生までにするのかということではいろいろ議論を、意見をいただきました。学校の先生は、やっぱり小学校の4年生というのは自立をしていく準備期間だと、だから3年生まででいいですよということで、かなり議論やりましたが、最終的には4年生を受け入れていこうということで会見町は4年生やったわけですが、でも、学童保育の要綱にもおおむね10歳以下ということがありますので、それに合わせたと、そういったことも加味をしながら3年生に合わせたということです。

坂本会長 いいですか。

塚田委員 ということなんですが、今までずっと見てるとサービスは高い方にずっと合わされてきておったわけですが、どうもこれを見ると、会見町の町民の皆さんの理解が得られるのかなという心配するわけですけど、西伯町は従来から3年生まではやってましたんで変わらない。会見町の皆さんのこの理解を得るといふか、そういう声が多くて4年生まで引き上げられたという部分があるわけですから、そのあたりは大丈夫なんですか。大丈夫かと今聞いてもわからないでしょうが。

坂本会長 野口課長。

野口課長 それはこれから、そういうことを考えていけば、そういった議論もしてみる必要があらへんかなというふうに私自身が実は思っております、やっぱりおんぶにだっこが果たしていいのかということも、ちょっと言い過ぎだかもしれませんが、自分の子供はやっぱり自分が育てるといふのが大基本だということに私は思っておりますので、そういったことからいけば、おんぶにだっこというのはあんまり...、やっとなんかというのも変な話ですが、そういう話もできらへんかと...

塚田委員 わかりました。

坂本会長 ほかに。

森岡委員。

森岡委員 実はこれはお願い、これから検討される項目なんで、新町になってから検討されるわけですが、こないだも教育部会に、住民のね、教育部会の関係で住民の方が意見を述べられておった分をかりるとすれば、この児童福祉業務の中で、これは児童クラブの関係でおやつ代だとか、何かもらうようにしていますよね。その意見をそのままいただければ、応分の負担は当然してしかるべきだと、こういう御意見の開陳をしとられた委員さんがあったんですよ。これはもうまさにそのとおりだと思うんで、新しいその検討をされる



中で、そういった部分をまちづくり委員会の中でもおっしゃっていましたから、しっかりと入れ込んで、新しい、これはここの中では17年度までに決めるんだという表示ですからそれでいいと思いますから、しっかり利用者の負担は、今、課長がおっしゃった、子を育てるのは親の責任だという言い方されたんですけど、まさにそのとおりだと思うんで、何から何まで住民の方が行政におんぶをしていこうとは思っておられないということを考えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、議長、これはお願いでございますが、20ページから21ページにかけて特別保育事業の関係で、表現が「対象者があれば事業に取り組む」という調整方針の表示なんですけども、これはこれでよろしいんでしょうかね。あれば取り組むというのは、そのとおりだと思うんですけども、この計画の中で、調整の方針の中で、何か対象があるんだったらやりますわいということでは、ちょっと余り好ましい表示じゃないんじゃないかなという感じがするんですけども、いかがでしょう。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 実は今の、例えば県に、これは補助事業でございますので、県に次年度の計画を出す場合に、そういう格好で保護者の方から要望があった場合については、まず初めに、こういう事業、特別事業をしますよという格好で手を挙げます。その分で県の方も予算をくれるわけです。それで、年度中途にもう一度変更といいますか、そういう格好でございますまして、それまでに、例えば年度当初にやってなくて年度中途からやってる場合について、またもう一回、救ってもらおうといったらおかしいですけど、そういう格好でございますので、とりあえずは全く保護者の方から要望がないというものを上げるのはどうかなと。議長おっしゃいますように、表現の仕方でもとりようが違いますので、あればまた表現の仕方は直すことはできますので、御理解いただきたいと思います。

森岡委員 あればやりますよというなら、現行制度を継続するという表現でいいんじゃないかなと思ったもんで、なげにやしませんわいともとれるもんですから、あんまり、これ投げやりな表現じゃないかな。こだわりません。

坂本会長 ほかにございませんか。

秦委員。

秦委員 今の、西伯町ではひまわり学級、会見町では放課後児童対策と名前は違っていますが、一番最後に開設場所として西伯町は中央公民館、会見町では環境改善センター等を今利用されておるようですが、西伯町でもいろいろ、児童館の場所でいろいろ問題があ

ったと思いますが、新町になった場合、やはり児童が放課後5時半まで環境のよいところで勉強なり、お互いに時間を過ごすという場所でございますので、児童館の建設等は新町において当然検討されなければならないことだと思っておりますが、子供ですから、やはりその場所の、児童館つくるとすれば、やはり学校に近いところの環境のよいところへ児童館を建てることを図って、放課後保育ですか、放課後を過ごしていくということでございますので、これは今後新町においての問題でございますが、環境のよい、お互いに学校の近くで便利のよいところへ児童館の建設も、もう建ててあげないけんわいという思いがしたものでございます。大体これ意見でございますので、質問ではございません。以上でございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件については以上で終わりたいと思います。(5)番に移ります。教育部会、図書館業務についてを御協議いただきたいと思っております。潮君。

潮館長 それでは、教育部会、図書館業務について調整項目を説明させていただきます。

まず、図書館でありますけども、施設は、西伯町の方には町立図書館がございまして、会見町には図書館がございません。現在公民館の図書室を利用しております。施設面から、会見町の方は独立した図書館というのが望まれるところであります。調整方針としましては、合併時に西伯町立図書館を本館、会見町の公民館図書室を分室、蔵書の管理を一元化し、効率的な管理を行う。したがって、合併をしましてから17年度以降に会見町の蔵書は約6カ月程度貸し出しを休止して整理をする必要があるというふうに思います。

その図書台帳の管理でありますけども、違いは、西伯町の方には電算システムがございまして、会見町にはございませんので、その電算システムの一元化、西伯町の方に統合をするということになると思っております。

貸出冊数の面ですが、貸し出しの対象、貸し出しの冊数が違ってまいります。合併時に個人10冊、団体は1,000冊を上限としていきたいというふうに思っております。

貸し出しの期間ですが、これも貸し出しの期間が違ってまいります。西伯町は個人14日、会見町は5日、団体で西伯町が調べは大体半年、それから会見町の場合は10日ということで、団体は学校を対象にしております。これは西伯町の例によりまして実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、利用者ですが、西伯町の場合は、利用者の範囲が個人で限定がありません、団体も限定がありません。会見町の場合は、町内在住者、団体は町内団体、それからあじさい文庫ということで各部落公民館に貸し出しもしております。合併時には、個人は限定なし、団体は町内団体。町内団体というのは、先ほど言いましたように学校を対象にしております。

職員の体制ですが、これもスタッフの数が違っております。西伯町の場合は正職員 1 名、臨時職員 2 名であります。会見町の場合は臨時職員が 1 名ということですが、これは全体の組織の中での協議で調整をさせていただきたいというふうに思います。

それから、開館時間ですが、開館時間も違ってしております。西伯町は 9 時半から 18 時、会見町が 8 時 30 分から 17 時ということですが、これはそれぞれの町の体制をそのまま引き継いでいきたいというふうに思います。会見町の公民館の開館時間に合わせた、会見町の場合ですね、取り扱いが必要ではないかというふうに思いますので、そのように調整をしております。

休館日でありますけども、これも違ってしております。西伯町の場合は月曜日、それから月末と、それから特別の図書の整理期間というのが休館日になっておりますが、会見町の場合は公民館の開館時間に合わせておりますので、年末年始、祝祭日のみということになっておりますが、これは西伯町の図書館の例によって休館日を設けていきたいというふうに思っております。

それから、最後に読書感想文の関係でありますけども、西伯町、現在実施をされておりましたが、会見町で年 1 回、冬休みの期間中に実施しております。これは新町になりましても会見町の実施のとおりで実施していきたいというふうに思っております。

済みません。もう 1 項目、1 枚はぐっていただいて 26 ページをごらんいただきたいと申します。ホームページであります。西伯町の方は、図書館ホームページということで開設がされておりますけども、会見町はありませんので、調整方針としましては、全体の IT 整備とあわせて検討をしていきたいというふうにしております。

以上、提案をさせていただきます。

坂本会長 ありがとうございます。御意見や御質疑をお願いします。

岡田委員。

岡田委員 この図書館の問題については、たくさんの私は意見を持ち合わせとるわけですが、きょうはその機会がないと思いますので次に譲るといたしましても、調整

方針のところ「合併時に西伯町立図書館を本館、会見町公民館図書室を分室とする」という表現がしてございますが、このことについて異論を申し上げるわけではございませんが、これだけではちょっとビジョンが見えないということで、それを前提に申し上げますと、実は平成5年に図書館のあるまちづくり推進モデル事業というのを会見町が受けまして、相当の期間をかけて平成7年の2月に、会見町立図書館の基本構想を打ち出したわけでございます。

それは、おおよそを申し上げますと、建物面積700平米のところへ持ってきて、一般町民が利用するフロアが400平米、その400平米の中に2万冊を並べると、2万冊ですよ。そうして貸出冊数の方は1年間に住民1人当たり4冊を超えると。これは国の生涯学習審議会の中の図書館専門委員会が示しておる市町村立図書館の設置及び運営に関する基準というものの中に実は書いてございまして、この1人当たり年間4冊の貸出冊数というものを一つの目標としてやっていこうというふうなことで、相当細部にわたって密な計画を立てておるわけでございます。それかいろいろな財政事情で残念ながら日の目を見ない。そのうちに当町はふるさと創生の資金をうまく使われまして町立図書館をつくられました。貸出冊数も、当時の会見町と比べると3倍ぐらいになっておるということは聞いております。年間1人3冊。だから、もう1冊で大体基準に到達するという本町は状態にあるというようなことで、非常に格差があるわけでございます。この両町の、合併したら1町になるわけですが、この格差をどういうふうに埋めていくかということが非常に大きな私は課題になるんじゃないかなと思うので、その点について次回は私の意見を申し上げたいと思います。

それで、実はこういうものをもう既に全戸配布しておるわけでございますので、事務局の方でも一応これに目を通しておいていただいておりますので、次の回にいろいろ御意見を申し上げることに対するお答えがいただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上であります。

坂本会長 答弁はいいですか。

岡田委員 はい、ようございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ。これは24ページの方の利用者の関係で、多分これ、会見町の場合はあじさい文庫というのが各地区の公民館にあって、貸し出しをなさっている、利用し

ておられると見せてもらったんですが、この団体の町内団体というもののの中に包含するという理解でよろしいでしょうか。

潮館長 それは新町になってから検討していただかにはならないと思いますけども、いわゆる図書の管理面からすると若干疑問があると。

森岡委員 ああ、無理かという部分が出たということですか。せっかく今活用しておられる部分が消えるのをどう補っていかれるのかなというふうに。

岡田委員 現状を申し上げます、あじさい文庫について。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 いい本が相当数、毎回、回していただいておりますけどね、見る環境があんまりよいわけではね、読書しようというような雰囲気にならないということがございますし、やっぱりどうしても新刊本が少ないというようなことから、回ってくる本自体に対する魅力がないのかなと、これ実は私も責任があるわけございまして、思いついたのは私でございます。それが、ちょっと低迷をしておりますね、これ実情だろうと思います。これちょっと申し上げておきます。

森岡委員 実態はどうかという。

三鴨副会長 私もまちづくりの会見町の一つの目標というか、魅力のあるまちという中では、この公民館活動、文教施設。文教施設というより、中央公民館に図書室をつけたようなものを、一つの会見町の将来の生きがい対策の中で何とかできんかなという思いです。ずっと来ておりますし、町民の皆さんもそういう願いが強うございまして、こちらは大変重要な課題ではあるなという具合に思っていますので、いろんな方面でまた相談をする部分だろうと、この図書と、あるいは中央公民館的な、それが西伯、会見も含めたところでの、どういう生かし方をするかは大きな課題になってくるだろうと思っておりますのでよろしくをお願いします。

坂本会長 私の方からちょっと聞いてみたいですけど、このように両町に特別大きな格差がある。この格差を埋めるためには、いわゆる財政投入してでも格差を埋めなければいけないというように判断するのか、それぐらいの格差は仕方がないということでやってしまうのか、そういう、この協議会で判断する機会というのはできるわけでしょうか。いわゆる市町村建設計画の中でそういうことを位置づける、そういう原案を皆さん方の方でつくっていただいて、それを我々で協議するような場が、今後持つことができるでしょうか。

事務局。

桐林次長 お答えいたします。

そういう格差というものだというふうに認識されれば、当然財政措置も使えると、特別な財政措置も使えるという認識しております。その内容につきましては、やはりまちづくり計画の中の方で決めていくべきものだろうと。基本的にこの場面で、レベルで決めていただくのは、当面合併したときにはどうするかということをもまず第一に考えていただいて、それで未来永劫いくことはできないなということについては、まちづくり計画で検討していただくということになるかと思っています。

坂本会長 ということのようでございますので、岡田先生、思いがいろいろ高まっておられるようですけれども、御了解いただきたいと思います。

岡田委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件につきましては以上で終わりにしたいと思えます。

(6)番、産業経済部会、商工観光業務についてを御協議いただきたいと思えます。

持田課長 そういたしますと、経済産業部会の商工観光業務につきまして提案を申し上げたいというふうに思えます。商工観光につきましては、商工振興と観光と国際交流推進ということで、大きく3つに分けております。

まず最初に、商工振興ということで申し上げたいというふうに思えます。商工振興の中の商工会育成ということでございますが、商工会は両町にあるということでございまして、同一の取り扱いでありますけれども、会員数並びに補助金額が違うということでございます。商工会の合併ということでございますけれども、具体的にはまだ何もなっていないようなことがございます。今後連絡協議会を、会見町商工会、西伯町商工会の中から5名ずつ出て連絡協議会を立ち上げるというような話を聞いております。調整方針でございますが、各町の制度を継続いたします。17年度以降は商工会の動向にあわせて新町で調整を行うということでございます。

続きまして、中小企業の小口融資ということでございます。両町に融資がございまして、課題といたしましては、同一の取り扱いであるが、保証人及び金融機関、要綱、基準が違うということでございます。調整方針につきましては、両町の融資制度を確保するというところでございます。それから、保証期間につきましては、両町の制度を継続するというこ

とでございます。保証額につきましても両町の制度を継続するということでございます。貸し付けの利率につきましても両町の制度を継続するということでございます。金融機関につきましては、西伯町は2つの銀行と1つの信用金庫、会見町につきましては2つの銀行しかございませんので、信用金庫等もあわせて西伯町の例によるということでございます。それから、再借入れの要件につきましては、両町の制度を継続するということでございます。新規事業者への融資ということでございますが、西伯町につきましては、運転資金等にも貸し付けをいたしておりますので、西伯町の例によるということでございます。

おはぐりいただきまして、同和地区の中小企業融資ということでございます。両町に制度があるということでございますので、同一の取り扱いであるが、保証人及び金融機関、要綱、基準が違うということでございます。なお、会見町の方につきましては、民生費の方から支出されるということでございます。調整方針でございますが、両町の融資枠を確保するということでございます。保証期間につきましては、両町の制度を継続するということでございます。保証額につきましては、会見町の例によるということでございます。利率につきましては両町の制度を継続するということでございます。金融機関につきましては、会見町の例によるということでの調整でございます。再借入れ要件につきましては、両町の制度を継続するということでございます。新規事業者への融資につきましては、西伯町は運転資金がございませぬが、会見町は設備資金のみしかございませぬので、西伯町の例によるということでございます。保証人につきましては、西伯町は2人、それから会見町は金額によりまして1人、あるいは2人ということになっておりますので、西伯町の例によるということでございます。

企業融資の審査会ということでございますが、課題といたしまして、同一の取り扱いであるが、構成員が違うということでございます。調整方針であります。西伯町の例によるにあわせまして、これに加えて学識経験者を加えるということでございます。

続きまして、製品販路づくり支援ということで、製品販路づくり支援は、西伯町にはあります。会見町にはございませぬので、西伯町のみ実施をしておるということでございます。調整方針につきましては、西伯町の例によるということでございます。

工場設置奨励でございますが、両町に制度がございませぬ。同一の取り扱いであります。交付対象規模及び補助率が違うということでございます。西伯町につきましては、設備が1,000万円以上、会見町は500万ということもあります。それから、固定資産税の補助率ということでございますが、会見町は100分の100を3年間、西伯町につま

しては年度別にパーセントを落としております。調整方針であります、西伯町の例によるということでございます。

プレミアム商品券でございますけれども、西伯町は実施をいたしておりますけれども、会見町は実施していないということでございますので、西伯町の例によるということでございます。

続きまして、観光振興でございますが、観光振興の中の観光協会の育成ということでございます。西伯町には観光協会がございますけれども、会見町には観光協会がないということで、西伯町のみ実施ということで、観光協会の形態について調整が必要であるということ、調整方針といたしましては、新町で調整をいたしますということでございます。

それから、公園・史跡管理ということでございますけれども、西伯町につきましては公園の維持管理、会見町につきましては史跡管理ということで、管理の内容が違うということでございます。調整方針につきましては、各町の制度を継続をするということでございます。

緑水湖湖面利用施設管理ということでございます。西伯町につきましてはございますが、会見町につきましてはございません。西伯町のみ実施をいたしております、調整方針といたしましては、西伯町の例によるということでございます。

続きまして、広域観光等の負担金ということで、両町につきましては負担金等がございますけれども、負担金の金額の調整が必要であるということでございます。調整方針につきましては、各町の例によりますが、17年度以降は新町での調整が必要であるというふうになっております。

出雲街道沿線市町村連絡会ということで、西伯町には該当がございません。会見町のみの実施ということで、会見町の例によるということでございます。

ふるさとガイドの会ということで、西伯町にはございませんが、会見町にはございますので、会見町のみ実施ということで、会見町の例によるということでございます。

国内交流推進ということで、この中でフラワーフレンドシップ事業ということで、会見町には事業がございます。課題につきましては、溝口町、岸本町、野の花との調整ということで、市町村振興交付金が見えるのは16年度までということございまして、調整方針では、会見町の例による、17年度以降は新町において調整するということでございます。

続きまして、ふるさと便と関東・関西あいみ会ということでございますが、課題につき



ましては、総務企画部会へということでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

この件について御質疑や御意見を求めます。

森岡委員。

森岡委員 この関係について、実は貸し付けの関係で、これは企業の小口融資と、それから同和の関係も同じだと思うんですが、保証人の関係で西伯町の例によるという、どちらもなっておるんですよね。会見町の場合には保証人に制限が、これ条例上つけてあるのかどうか分かりませんが、加えておられる。むしろこの保証人の関係については会見町の例に従った方が、私は正しいんじゃないかなというふうに思うんですが、西伯町の例にして保証人を何でもいいというふうにされた理由と根拠を教えてください。

坂本会長 持田課長。

持田課長 会見町の関係でございますが、ここに記されておりますように、申込者と生計を別にする者1人以上ということでございます。また、保証人の2人ということでございますけれども、融資が小口というようなことも考えられまして、それを損失補填をちょっと行うようなことになるというようなことになりまして、いわゆる融資の残債分の1割分について町が補てんをしていくというような格好になりますので、それをひとつ防ぐ方法といたしましては、保証人を2人つけた方がよいではないかというふうに考えて、西伯町の例によるということでしたわけでございます。

森岡委員 だって中身が違うよ、説明してる。西伯町は保証人を2人とればそれでだれでもいいんですよ。会見町の場合には、金額に応じて、生計同一者以外のちゃんと押さえが、今、課長おっしゃるようなために、その金額や内容によって保証人を、取れる相手を少なくとも求めてあるわけ。西伯町の場合には、2人ありゃだれでもいいんです、制限がないから。これは、今、課長が言っておられることと逆な、西伯町の例によったらなりはしませんか。検討して次回提案でお示しをしてください。

坂本会長 持田課長、今できますか、答弁が。

持田課長 失礼しました。保証人を2人ということでございまして、ほかの規定はないです。

三鴨課長 ここで審査して、保証人が不適格者であればかえてもらうということでいきやいいわけですから。

森岡委員 なかなか、そういう中身があるのかないのかで山ほど違う。2人そろっちょ

うだけんええがな、それで、言われることが…。

坂本会長 持田課長。

持田課長 これの中小企業の小口融資につきましては、審査会を開催をいたしまして、金融機関あるいは保証協会等が審査の中に加わるとるといようなことがございますので、めったにそういうことは、いわゆる焦げつくといようなことは、金融機関も中に入っておりますので、そういうことはほとんどないといふふうに考えておりまして、そんなふうにいたしておるところでございます。

坂本会長 で、西伯町の例によるとしたわけだな。

そういう疑義が御指摘のようにあるわけですから、次回の協議までに、ちょっともう一度担当同士で詰めておいて、結果を聞かせていただきたいと思います。

森岡委員 それは についても同様です、次のページの。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 この29ページの工場設置奨励、このいわば固定資産税の減免の件ですけども、こういう時代になって、例えばこの近隣、溝口なら溝口のコーラ等を誘致した場合どういふふうになっておるのか。西伯町の例によるといのは、例えば会見町は3年間、これは補助するというより、逆にその3年間固定資産税を減免をしましょうという制度なもので、それに対して、こういう厳しい時期に厳しい方向に持っていくのがいいのか、近隣の町村をちょっと次回までにデータを出していただいて、こういう時期でもそういう企業が張りついてくるという、そういう環境、合併したらその環境が崩れてくるといういような方向に持っていくべきでないといふふうに考えますので、近隣の町村のそれも調べておいてください。

坂本会長 よろしいですな。

ほかに。

塚田委員。

塚田委員 31ページの一番上の 、負担金ですが、負担金が西伯町と会見町で現在違うのは、これは何で、人口の関係ですか。

坂本会長 持田課長。

持田課長 均等割部分と人口割部分があるという部分がありますので、金額は違ってきます。

坂本会長 よろしいですね。

森岡委員。

森岡委員 もう1点。そのページなんですけども、印でそれぞれ別添の資料があることになってはいますけども、まだいただいて、私だけないんでしょうか。

桐林次長 申しわけございません。ちょっと配付漏れでございまして、お帰りいただくまでに用意しておきますので。

森岡委員 二、三点ありますんで。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 ちょっと質問ですけれども、緑水湖の、現状ではもちろん緑水湖しかないわけですから、現在、朝鍋ダムが将来はできるわけですけれども、そういうことはお考えにはなっていない、ただ現況でこういう格好という格好でしょうか。ですね。

坂本会長 持田課長。

持田課長 そうです。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、商工観光業務については以上で終わりにいたします。

以上をもちまして提案事項の全部を終了いたしました。

報告事項の(2)はいいの。

奥山室長 報告事項の(2)は、協議事項の(1)とあわせて。

坂本会長 協議事項の(1)とあわせてやる。

それでは、時間もっておりますが、協議事項に入らせていただきたいと思います。報告事項の(2)のいわゆる名称の候補に関する参考資料についても、これは協議事項の(1)の中にあわせて行いますので、御了解いただきたいと思います。

新町の名称の候補の第2次選定についてを御協議いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 御説明いたします。前回までの流れで、本日第2次選定を行うということにさせていただきます。

その方法でございますけども、まず、各委員さんから第2次候補に関しまして、把握しておられる意見等ございましたら御報告をいただきたいと思います。あわせまして事務局の方から事務局に寄せられた意見の状況を報告いたしたいと思います。これの順番は逆に

なりますけども、流れで、先に事務局の方に寄せられた意見を報告させていただきたいと思っております。その内容を参考といたしまして、各委員の皆様にも、この後、投票用紙をお配りしたいと思っておりますけども、2候補連記方式によります投票を行っていただきたいと思っております。

ウの投票によりまして上位20位までを候補として選定するというごさいますけども、20位に達しない場合は、もう一度投票するかどうかということですが、ちょっと(注)の方に書いておりますけども、おおむね20ということございまして、これが厳密に20でなくても、皆さんの方で最初の投票の結果をもって候補としていいんじゃないかということであれば、2回目の投票を行わないということによろしいんじゃないかというふうに考えております。

引き続きまして、報告事項の第2号に移らせていただきたいと思っております。後先しますが、事務局の方に寄せられました意見、ちょっと時間もあれですので簡単に説明させていただきますけども、今回新たに報告するものだけにさせていただきたいと思っております。

電子メールでいただいたもので、「美郷町(みさとちょう)」という名前がいいというものでございます。これは御家族でお話をしていただいた結果を寄せていただいたものでございます。

それから、電子メールで寄せていただいたものでございまして、いい名前ということで、「美咲町(みさきちょう)」というものと「愛彩町(あいさいちょう)」、これは愛する愛に彩りの愛彩町でございます。これがいいという意見をいただいております。逆に、こういう名前はよくないということで、平仮名表記はよろしくないんじゃないかということ。それから「西会町(さいあいちょう)」、西伯町の西と会見町の会、ただ単に両町の名の一部を組み合わせた名前はよくないんじゃないかと。それから「伯耆町(ほうきちょう)」については、あちこちで候補として挙がって目新しさがないというようなことございましょうか。

それから、書簡をいただきました。新町名は「美郷町(みさとちょう)」がいいということで、その理由としましては、美しい景色等々あるということでございます。

それから、単に名前だけを次のがいいということで寄せられた、電話でいただいたものでございまして、クエスチョンマークはちょっと取っついていただきたいと思っておりますけども、「あいさい町」、「さいあい町」、「さいかい町」、「西見町(さいみちょう)」、「伯南町(はくなんちょう)」、これがいいという意見をいただいております。

それから、「あいさい町」、「愛彩町(あいさいちょう)」を提案した方から、再度その理由をいただいております。歴史等に触れた名前であるということで推薦したということをお願いしております。

それから、電話でございますけども、ただ単に「会西町」または「西会町」、これは漢字でございますけども、これがいいというものでございます。

それから、今朝ほど追加で1ついただきまして、「会西町」または「西会町」がいいということ電話をいただいております。

それから、ちょっと先走りますけども、委員さんの意見というか、意見聴取をしてきたということで、先ほどお手元にお配りしました紙でございますけども、これ、佐伯委員さん本日欠席されましたけども、シルバー人材センターの関係者の方に意見を伺った結果、こういうのがいいということをもとめられたものを事務局の方にいただいておりますのでお届けしたところでございます。

あと、順次ほかの委員さんの方で御意見等、あるいは意見を聞かれたということがございましたら、この場でお知らせいただければというふうに思います。

事務局からは以上でございます。

坂本会長 委員さんの中で、特別に住民の方からこの名前がいいというような要請を受けられた方おられますか。

塚田委員。

塚田委員 1週間ほど前ですが、私の出身地である東長田というところで、私と板委員2人出ていますので、その方と地域の区長さん、それと公民館の役員さん集まっていたいて合併についてのお話をしました。そのときに名前も出て、皆さん方の方でいい名前ありますかとお聞きしたところ、「会西町(あいさいちょう)」という名前がいいなど、漢字でですね。というのがそのときの皆さんの意見でありました。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 済みません、どちらの漢字でしょうか。

塚田委員 会見の会に西です。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 二、三いろいろと意見は聞いてはおりますけど、投票前ですんで、あえて報告は...

坂本会長 そういうことですが、ほかにはございませんか。

ないようでしたら、投票のやり方なんですけど、さっき事務局が言いましたように、おむね20ということに絞るということをおっしゃっていますが、必ずしも20でなくてもいいのではないかと、一発の投票です、という案も同時に言ったと思います。その辺はいかがでございましょうか。

坂本会長 1回でいいということですか、御意見は。

坂本会長 事務局。

桐林次長 先ほどの事務局の方の意見は、1回目の投票の結果を一応ごらんいただきまして、それで、その内容でよろしければ2回目以降を省略してもいいんじゃないかという趣旨でございますので、最初から1回でということではないと....。

坂本会長 結果を見て、もう一遍協議すると。あんまり数が少なかったらもう一遍でもせにゃいけんというような協議をさせていただくということですか。

そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 なら、投票ですか。

桐林次長 これから投票用紙をお配りいたします。

それで、とりあえず箱を持って回りますんで、そちらの方に書かれた方は入れていただきたいと思っております。

坂本会長 2つでしょ。

桐林次長 2つです。2候補連記ですので。

坂本会長 例えばほんなら、1番、会桜町って書くだか、例えば。

桐林次長 番号を入れました趣旨は、同じ書き方で読み方が違うものが今現在ございますので.....。

桐林次長 候補の番号と名前を入れていただきたいと思っております。

それと、きょう佐伯委員さん欠席でございますけれども、不在者投票ということでお預かりさせていただいておりますので、加えさせていただきたいと思っておりますので。

〔投 票〕

桐林次長 投票の結果を御報告いたします。

投票者数16名、投票数が、1つ白票がございまして31でございました。お手元にお届けいたしましたように、投票がございましたのが1番の会桜町(あいおうちょう)、3番の愛彩町(あいさいちょう)、4番の会西町(あいさいちょう)、それから6番の会見郷町

(あいみごうちょう) 7番の会見町(あいみちょう) 8番のあいみ町(あいみちょう) 13番の桜花町(おうかちょう) 14番の桜柿町(おうしちょう) 17番のさいあい町(さいあいちょう) 30番の神桜町(しんおうちょう) 32番の南郷町(なんごうちょう) 34番の南部町(なんぶちょう) 35番の南部町(なんぶまち) 38番の西伯耆町(にしほうきちょう) 43番の伯南町(はくなんちょう) 48番の平成町(へいせいちょう) 53番の美郷町(みさとちょう) それから54番の美里町(みさとちょう) それから57番の夢見町(ゆめみちょう)ということで、全部で19になったところでございます。この候補でよろしければ、これで第2次選定終了ということにいたしたいと思えますけども、よろしく御審議お願いします。(「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり)

坂本会長 いかがですか。20ということでしたが、19まで絞られたようでございますが、これで、1回の投票でよしとしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、第2次選定は、以上、第1回の投票で19候補を絞りましたので、これで進めたいと思えます。ありがとうございました。

事務局、この後、これはどげんなるだかいな、この後。

桐林次長 この選定の流れでございますでしょうか。

そうしますと、16ページをお開きいただけますでしょうか。

坂本会長 3次選定というやつだ。

桐林次長 16ページ途中からでございますけども、(3)の第3次選定でございまして、10月中には候補数を5に絞り込みたいと思っております。5が多少前後するだろうと思えますけども。

その前に、坂本会長の方から御提案がございましたアンケートを実施すると。これはほかの一般的な事項と一緒にアンケートということでございまして、その際にこれに対する、町名に対する意見をあわせてお聞きしてはどうかということで、当初は一般的なただ単に自由な意見を自由な方法で意見を寄せていただくということだけにしようかと思っておりましたけども、そのアンケートとあわせて意見を聞いた上で、10月開催予定のいずれかの合併協議会で再度投票ということで、今度は単記方式ということで、絞り込みのためのということですので何度か投票していただくことになろうかと思えますけども、決めていただきたいと思います。最終的には5つの候補をもちまして、これを最終的には協議会の協議ということにさせていただきたいと思えます。12月中には名前を決定するということ

にさせていただきたいというふうに思っております。

あわせて、こちらの本日の投票結果につきましては、今のこの投票で選ばれたものだけの一覧表をつくって、お帰りいただくまでに準備したいと思っておりますので、それをもって報告にかえさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

坂本会長 というような段取りで新町名称を集約していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そういたしますと、協議事項(2)番に移ります。水道事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 会議資料の4ページをごらんいただきたいと思います。議案第2号、水事業の取り扱いにつきまして、新町におけます水道事業の取り扱いにつきましては、平成15年8月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第9回会議提案第1号のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

水道事業の取り扱いにつきましては、水道料金の扱い及び加入金等につきまして両町に格差がありまして、意見が交わされたところでございます。また、西伯町の上水道会計、また両町の簡易水道会計の収支状況、また水道水の安定供給、また上水道への一元化などにつきましても意見が出されたところでございます。今後、まちづくり計画の中に入れるということと、また、新町発足後にはプロジェクトチームを結成して検討するというような答弁がなされたところでございます。

詳細につきましては、委員の皆様の御意見等によりまして、担当の建設水道部会の方から答弁等を行いたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

坂本会長 どなたかから統一を求められたと思うですけど、そのことについては御審議はいただいていたんでしょうか。たしか、どなたか忘れたですけど、加入金か何かの統一を言われた委員さんがおられたと思う。それは特に課題ではなかったかいな。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 まちづくり委員会で、私もその部分若干触れたと思うんですけども、この表示の仕方を、各町の制度を継続するという表示のみでは、まちづくり委員会で検討するというそのときには答弁いただきましたから、そうなのかなと思ったけども、今また同じ答弁の繰り返しになっていますけども、各町の制度を継続するという表現、この協議の中で



は、近い将来に統一するとかなんとかという表示、文言を入れる必要があるのかないのか。私は、制度を継続するといったら、このまんま孫、末代続けんと約束違反になっちゃうと言われる可能性が強くないかということを心配しとるもんだから。

坂本会長 見解がありますか。

課長。

米澤課長 この町の施策の調整方針につきましては、これは事務的なすり合わせということでございまして、この間言われました料金の統一への取り組みにつきましては、まちづくり委員会の方でお話をしまして文案にさせていただくということで行っております。

森岡委員 そっちの方で。まだそれは提示がない。

坂本会長 福田委員。

福田委員 私もこの報告なり提案に直接言及はしないわけですが、ただ、将来的な、あるいはまちづくりの計画の中に対するという物の考え方で若干質問なり、もう少し述べさせていただきたいと思っておりますが、今までの中で、例えば答弁が出ております、会見町では簡易水道が主体で、それから奥の方が、2カ所しか簡易水道の設備的にはないわけですが、ただ、西伯町の場合は非常に大きなエリアの中では上水道でございまして、これはもう比較も何にもできない、調整もないわけですが、その際に、できるだけ同じ行政に住んでおるといって住民感覚からいけば、できたらやはりこの会見町の母体と西伯町の母体が接続をすれば、いわゆる今度は会見町さんの方が上水という格好になるだろうという具合には思います。それらの将来の物の考え方、私も傍聴して感じたのは、非常にこの水道事業のあり方が住民の皆さんにそこまでわからない。当然だと思ったということをお話しましたが、やはり住民は単純に行政、いわゆる事業の水を飲んでおる、それに対して料金が幾らだということだけだろうと思っております。

特に一つの例として申し上げますと、西伯町では上水道、簡易水道と、大きく分けますと2つあるわけですが、簡易水道の拠点というのが、この図面いただいております中でたくさんあるわけですが、その簡易水道の中でも料金が二本立てになっておるんです。今後改良すれば一本化にという方向はあるわけですが、それともう一つは、長い間西伯町の水道のあり方という中で、上水あるいは簡水、機会があれば接続、あるいは料金等もできるだけ均衡を保っていくようにというのが、長い、住民なり議会としても指摘をしてきた経過があるわけでございまして、それで新しい行政になったときの水の実態がどうなっていくかということで、これ見させていただきまして、非常に会見町の水道料金、それから上

水、西伯町の簡水の2つの問題等を比較してみますと、かなり同じ行政の中に住んでおいて、その住んでおる地域によって水の料金が変わってくる。こういうことが、今は仕方ありません、今は。将来的に是正をしていかなきゃならんということは必ず住民の中からも出てくるだろうという具合なことが想定できます。したがって、私は、その辺は将来の考え方としてまちづくりにどう示していかれるのかということが希望でございます。これはここまでで終わります。

それで、一つ、先般もちょっと心配した向きで申し上げましたけども、それぞれの町の水道の事業の投資経過、いろいろ状況が違っておるわけですし、実際現在のところの起債というものが、非常に水道事業の今後の会計運営上の中にどのようにはね返ってくるであろうか、あるいは見通しがあるんだろうかということ、やはりこの協議会でも見ておく必要があるんじゃないかなという気がいたしております。ちなみに申し上げますと、会見町さんの場合はああいう状況ですから、恐らく水道事業会計も簡水一本でやっておられると思いますが、投資をして100%普及という格好で、今後の投資は恐らくないだろうと思いますし、老朽化をして多大の投資をして修繕をやっていかなきゃならんということも早晚にはないんじゃないかなという見方をしておるわけですが、西伯町の場合は、先般もありましたように水質問題等を含めて非常に最近多額の設備投資をやっておるわけでございますし、それから、今日の上水道の料金にしても、恐らく三、四年値上げはやっていないわけですが、現場としては、もうそろそろ値上げをやらなきゃ運営ができないという言い方をされる部分があるわけございまして、これ西伯町の上水と簡水を比較してみますと、大体簡水は場所がたくさんありますけども、債務負担が14年で1億ぐらい、それから上水が約15億程度あるんじゃないかという私は見方をしておるわけですが、これが合併後に水道がばらばらになっておるときに、西伯町の上水は水道料金上げないといけない、あるいは簡水はどうなるかという、その辺をここで議論をするのか、まちづくりの中で見ていくのか、そこら辺ははっきり申し上げられませんが、非常に今後の料金課題に対して、水道事業運営に対してというものを引きわめておくべきじゃないかな。

例えばもう一つ申し上げますと、米子市あたりからでもですが、他の市町村から新町に来るときに、例えば福里団地に住もうというときと、それから清水川のフォレストタウンに入る場合は全く今度違って来るわけですね、外から居住をしようというときに。そういうようなときに、できるだけ早い機会に方向性なり、これは希望ですが、新町計画までには相当現場での議論をいただいて示してほしいと、こういうことを述べておきたいと思

ます。ここに示されておるものを調整方針で今どうだこうだということは申し上げません。先ほどちょっと声が聞こえたですけども、各町の制度を継続するということは永久のものじゃないぞということも、さっきちょっと言っておられた方もありますけども、いつの段階にやはり調整に入っていくのか。あるいは何年かの長期計画か、展望というものをやっぱりつくり上げていくべきと、このことだけちょっと申し上げて終わりたいと思っています。ここでは直接どうだこうだございません。承認関係に直接問題ございませんので、今段階、合併の時期では。合併した暁にはいろんな問題が生ずるということだけは、やっぱりここで議論しておいたり考えておくべきだということだけを申し上げます。以上です。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 これ協議会の方にちょっと伺いたいと思いますけども、いわば合併特例債というようなものがあって、けさのテレビの報道でも、医療費の平準化を全国的に図っていかないと、厚生省の医療の方がもうもたんと。そのためには、地域、地域にそういう突出した町村に対して指導を厚生省はしていくと。というのは、病気にならないような人をつくっていくということがあって、その中に、水道水が悪いというのは、短絡的に言えば病気になりやすい部分というのが多分に含まれるんじゃないかというふうに考えます。その中で、水道事業の一般財源から持ち出しを少なくするための、いい水を供給するということに対して、そういう国の方針を打ち出されたということも含めて、県知事はソフト事業、ソフト事業ということを盛んに言われるけども、そういうハード事業についても格段の配慮をしていただくような方法というのはとれんもんかということを一応お願いしておきたいというふうに思います。以上です。

坂本会長 ありますか。

桐林次長 お答えいたします。

現段階では、特別に給水区域の拡大というような形以外に、国の補助事業が当たるといふ流れにはなっていないという認識しております。違うものを繋げていって、別の一つのものをつくっていくという手続のときに、補助事業が当たるといふのはちょっと難しいんじゃないかという、当然今の段階では。そういう前提で考えますと、財源として使えるのは合併特例債かなというようなことになろうかと思しますので、その辺はもう少しちょっと検討させていただく必要がある。具体的に手法が今固まってない段階でどういふのは、この場ではちょっと無責任な発言になるというところがございますので、そういう意味で、そういう認識があるということだけにとどめさせていただきたい。

坂本会長 ほかに。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。水道事業の取り扱いについては、事務局が提案いたしましたとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 異議がないようでございますので、水道事業の取り扱いについては、原案のとおり決することにいたしました。

議案第3号、出納事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

奥山室長 5ページをごらんいただきたいと思います。議案第3号、出納事務の取り扱いにつきまして、新町におけます出納事務の取り扱いにつきましては、平成15年8月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第9回会議提案事項の第2号のとおりでございます。

前回の提案の中で、出納事務の取り扱いにつきましては、現有庁舎の活用と関連いたしまして、会見町の出納室の扱いに質問があったところであります。以上でございます。

それで、質問等につきましては、総務企画部会の方で担当でございますので、そちらの方でお答えをしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

坂本会長 お答えをするだいいって今……。

奥山室長 失礼いたしました。別段それ以外には課題とか問題点はございません。

坂本会長 答弁はない。

出納事務の取り扱いについては、会見町出納室の扱いについて質問があったけれども、これについては原案のとおり、調整方針のとおりいくということですな。

そういうことで、御質疑や御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、原案のとおり決することに決してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第3号、出納事務の取り扱いについては、原案のとおり決しました。

続いて、協議事項(4)番、消防・防災事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

奥山室長 議案第4号、消防・防災事務の取り扱いにつきまして、新町におけます消防・防災事務の取り扱いにつきましては、平成15年8月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第9回会議提案事項第3号のとおりでございます。ただし、防災無線の取り扱いにつきましては以下のとおりでございます。提案の内容といたしましては、「双方向の総合的な情報通信網の整備計画により、将来的には廃止の方向で検討」ということでしたが、これを修正いたしまして、「双方向の総合的な情報通信網を整備し、発展的に統合する」ということで、これは課題の欄に書いたところの件でございます。

それで、消防・防災事務の取り扱いにつきまして、消防団員の報酬の対象を、西伯町の場合、職員消防の扱いでありますけども、西伯町の場合は問題がありませんが、会見町の場合、町の職員が職員消防と公設の消防団員に所属しておるわけでございまして、これについての支給については影響が出ないかということであります。

それから、防犯灯につきましては、集落間の設置または維持管理の方法が違うということで、その取り扱いに意見が交わされたところでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りたいと思います。

坂本会長 消防・防災事務の取り扱いについて、防災無線の扱いについて修正内容が示されております。そういうことを踏まえて御質疑や御意見はございませんか。

宇田川委員 無線だけでないでしょう、防災無線だけですか。

坂本会長 いや、防災無線の扱いについてこのように修正をするというものが今出ておりますから。廃止の方向で検討するというのが課題であったわけです。それを、御指摘がありまして、「双方向の総合的な情報通信網を整備し、発展的に統合する」ということに修正したいということでございます。あとは全部先般示された内容でいこうかということでございます。

宇田川委員 前回の回答はもらっちょうだかいな、今の会見町の職員消防に関する回答はいただいちょうだかいな。

私の方からは、前回に答えを出すべきでないということもあって、意見は申し上げましたけども、これはあくまでも意見だということで、それに対する回答は、今日、もしよかったらいただきたいと思います。防犯灯も含めて。

坂本会長 さっき事務局の方がお話しになった職員消防と公設消防団員の支給差、士気に影響がないか、こういう質問があって検討をいただいたと思います。だけど、検討の結果、提案のとおりだということで今お諮りしているわけです。

宇田川委員 そげですか。いや、それは私は異議がありますわ。士気に影響がないというのは、それはあなた方の考えだかしらんけども、やはり何がしかの私は報酬は出してやりたいと思いますし、使うときには一生懸命使うけどもというのには、出勤手当を出すからいいというふうな判断ほどで解決できる問題ではない。やはりそこには横のつながりというものも持たせてやりたいなという考えがあって、ぜひ、満額とはいわなくても、3分の1でも3分の2でも半額でも、やはり出すべきだというふうに考えますので、是非そういうふうに皆さんの協力を得たいというふうに思います。

坂本会長 御異議がありますので、若干協議をいただいた経過や内容などについて、もしあったらここで御報告いただきたいと思いますが。

米原課長。

米原課長 総務企画担当で相談しましたのは、現在の西伯町の職員消防には出していないと、会見町には出している。そのゼロと出しているものについてどうするべきかということで考えた結果、前に言いましたように、役場の職員としておる職員で本部班になる職員については、給料の延長上だという考え方をすべきだと。ただし、出勤した場合には手当を支給するのがええだないかという判断から、西伯町方式がええだないかという判断でございますので、それがええのか悪いのかというのは、協議会の中でどうしていくかということも議論していただきたいなど。ですから、私たちがこの考え方で絶対通らないけんだという考え方でございませぬ。ただ、事務担当としては、そういう方向がええだろうという判断で提案させていただいておりますので、そこら辺のことは協議会の方で諮っていただいたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

宇田川委員 あんたと私とやりとりしちよったって終わらへんだけん。

坂本会長 いや、それは会長に許可を得て発言してください。

今、事務局の再協議の内容について米原課長が話したとおりであります。そして結果として、提案した内容のとおり再提案なされたということでございます。それについて宇田川委員の方からは異議があった。団員にも報酬を支給すべきだと、会見町方式ですね。

宇田川委員 いやいや、ちょっと待ってくださいよ。会見町方式ではなしに…。

坂本会長 団員に報酬を支給すべきということでしょ、額は少ないにしても。

宇田川委員 額は別ですけどね。

坂本会長 そういう提案がっております。整理させてもらいましたが、皆さん方で、いかがでございましょうか。

森岡委員。

森岡委員 事務局にちょっとお伺いしますが、総務部会、今の問題について、今日この協議会の中で、会見の支給されているその方式も考えたらどうだと、こういう提案があったわけですね。それについて、事務段階だけでお話し合いになったのか、あるいは職員消防との、若干でもそういう部分についてお話しになったかどうかということをお聞きいただけば。

坂本会長 米原課長。

米原課長 団員とは話をしておりません。話しますと、それはないよりあった方がいいわいというふうになりますので、とにかく役場の方として、同じところから報酬と給料と取るべきがええのか悪いのかという判断から行ったものでございまして、町長が認めればいいということで報酬は取れますけども、そこら辺がどうなのかいなということで、とにかく役場の職員としての立場で出るものについては払わん方がええだろうという判断でございまして、それから先のことについては、先ほど申し上げましたように協議会の中で議論していただいたらなというふうに思っております。

それから、半分でもええけんというですけど、条例の中で、役場班は団員という、団員になっていますが、あそこで仮に払うとするなら、団員を2つ分けて、一般団員と役場の団員というような方法はないこともないかもしれませんが、そういうことはすべきではないではないかなという考え方ですので、よろしくをお願いします。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 前回は申し上げたように、同じ職員であって、例えば机を並べちゃっても、役場の消防におる人は報酬はない、ただ出勤したときだけだ。左側に席しておる者は、同じ役場に勤めちゃっても分団に属しておればちゃんと年の報酬があるよ。そのところを何とか是正してやることができんかと。今あんた方がおっしゃるゼロと報酬と、それを何とか是正してやることができんかという、今おっしゃるように2分の1がいいのか何ぼがいいのかということも含めて。同じ仕事させるのに、そういう格差つけるというのがどげなもんかということで前回は言っちゃったわけだ。

坂本会長 米原課長。

米原課長 ですから、そこら辺を前回はお答えをしたかと思いますが、地区で選任されて、たまたま役場の職員でした、農協職員でした、自営業でしたというとらえ方の問題と、役場に勤めたために出たというのは、おのずとその考え方をええんと、両町の違いのもと

が一緒にならんだろうと。そうすると、こないだも申しあげましたように、会見町方式でいけば、地区中心で、役場におけるけん出やすいからなってくれよということになった団員もおられます。ですから、その辺を考慮すると、西伯のようにすっきり役場の職員は地区の消防団に入るなということにした方がええのかということまで発展してきますんで、ですから、そこら辺は割り切っていて、役場の職員の立場でなった場合にはそうですよと、地区の立場でなった場合にはそうですよという割り方をせんと、払わんということになって、会見町みたいに3分団から出ています団員が、役場の職員はみんなやめなさいということに波及する方が、むしろおかしいんじゃないかなというふうに……。

宇田川委員 そげなことは言っちゃうへんわい。

米原課長 いや、隣におる者がもらって隣の者がもらわんということを見ると、そういった考え方になっていかへんだないかということで、やっぱり事務局が出させてもらっとなる案がええのではないかなということで、あとは協議会の委員さんに決断していただかんと、私たちがまた修正かけるということになると難しいなという考え方をしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

坂本会長 ほかの委員さん方から御意見を求めたいと思います。

塚田委員。

塚田委員 ちょっと聞きますけども、会見町にはこの対象の職員というのは何人、地域の消防団とかなんとか。

坂本会長 米原課長。

米原課長 正確ではございませんけど、1分団に4人か5人、それから2分団に2人か3人、ですから、10人ちょっとぐらい公設分団におると思います。

塚田委員 多いですね。ちょっと影響が。

坂本会長 三鴨委員。

三鴨副会長 確かに宇田川委員の気持ちはようわかるんですけど、一つの公職、あるいは使命感の中で、割り切っていくてもやむを得んんじゃないかなというような思いで総務課長ともこのような話をしたのは事実であります。気持ちは確かにね、何となく人情的には……。本当にそこは割り切って、今、消防団員がおらん中で、地区でどうしてもこの役場の職員を団員として扱わないけんという分は、いつまでもそれがあるわけじゃないですし、それはそれで割り切って団員として扱い、それから広域と役場職員の団員としては、あくまでも勤務の時間内は公務だと、使命感持ってそれにこたえていくと、それは無報酬、賃金



の中に入っとるんだという位置づけで、この件については理解いただくのかなという私は思いがありました。

坂本会長 ほかの委員さんの御意見ございませんか。事務局にいつまでも押しつけちゃったって前に進みませんので、判断していただきたいと思います。

板委員。

板委員 普通の一般の人の場合、所得補償的な部分があると思うんですけど、役場の職員さんの場合は義務免的な部分があって、わりかし出やすいんじゃないかと思うんですよ。そこら辺、一般の方と町職員さんとはやっぱり区別した方がいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、報酬、一般の地区から出られた方も、どっちかというと報酬をなしくらいな気持ちでやった方がいいのかなぐらいな。やっぱり公務員としての、先ほども町長さんが言われたような、地域住民のために尽くすということをお願いできればいいんじゃないかなというふうに私は思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

梅原団長としてはいかがですか。

梅原委員 前半の部分で一応私も協議を得たもんで、余り反発はできんな。ただ、先ほど宇田川委員が言いましたように、その地区の、役場消防で地区に入ってるという、人のつり合いが問題があるというのは、これは非常にウエートが高いということですから、その辺をどう判断するかなというのは難しいところだろうと思います。本部班とほかの公設分団、2つあるわけですけども、3つですか、その辺から考えるとちょっと問題かなと思います。

坂本会長 ありませんか、ほかに。

福田委員。

福田委員 ないことはない。私も初めて職員が両方の分団に所属をしておられるというのは今感じたわけでございまして、報酬の性格からいうと、いわゆる普通の労働者のような生活給じゃないわけで、我々議員も一緒なことですけども、そういう面からすると、本当に、ただ役場の職員だいうので、片一方は出す、片一方は出さんということは、非常に何か逆に矛盾感を感じるといいますか、役場の職員になっちゃうより、こっちの分に入っちゃ金などももらえるだがないていや、これはここまでの気持ちなんですけど、そんなことが議論になるようじゃ、かえって消防の使命としてはあんまり芳しくないなという気はしますんで、この案です。したがって、今後は会見町さんの分団の方でできるだけ役場

職員さんというのは、ここで書いてある12人役場職員分団、本部ですか、その中を体制整備を重ねていくということで、できるだけ1、2、3分団というのは、民間人を中心にしていくというような方向に逐次変わられた方が適切かなというぐあいに思いますけどね。ただ金出す出さん問題では、ちょっと問題では。

坂本会長 ここでお諮りしたいと思いますけど、こういう場合に採決すれば白黒ははっきりつくと思いますが、そういう手法をとるべきなのか。あるいはこの問題を真剣にもう一度、もう事務局任せはできませんので、委員さん方にこの部分だけ検討を願って、次の回にでも決定するというようなことにした方がいいのか、お諮りをしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

梅原委員。

梅原委員 十分以後検討をして、次回に結論づけるということがいいだろうと思います。今、紛糾していますから。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 何かね、当該職員さんの考え方というものを聞かれる必要はないんでしょうかな。役場職員の中でそういう立場におられる方の考え方。さっき課長のおっしゃったことでは、どうも聞くのがちょっとぐあいが悪いようなことを言われたでないですかいな。

坂本会長 当事者に意見聞くとなかなか難しい。

事務局にもう、ちょっと任せるわけにはいかんのではないかと考えておりますがね、ここまで話が詰んでおれば。委員の中で私は判断をして、委員が、今、先生がおっしゃったことが必要なら、委員が聞いてみていただきたいと思います。そういうことでやりましょうか。できるだけ合意した方がいいわけですから、あえてここでどうでも決めないけんことでもないですから。いいですな。

そうしますと、この消防団員の特に職員消防の報酬のあり方についてのみ、これは次回の協議会で決することにいたしたいと思います。あとは原案のとおり承認しても……（発言する者あり）まだありますか。

どうぞ。

この扱いはそういうことでお願いさせていただきます。その他の件でよろしく願います。

梅原委員 実は防犯灯の件ですが、西伯町の例によって切るというお話でございましたが、これはやはり会見町住民感情からすれば、防犯の意識を高揚するために幾らかはやはり補助を出して、町を明るくして防犯の意識を高めるということは非常に大事だろうと私

は思いますんで、今ある補助額を下げてでも幾らかの補助金を出すべきということで、異議があります。以上です。

坂本会長 19ページ、前回の資料の防犯灯の扱いであります。今このような御意見をいただきましたが、いかがでございましょうか。

この件で、総務部会の方でお話しになっておると思いますが、先般は宇田川委員さんの方から防犯灯は自分たちでつくるべきで、それに補助するのが本来の姿でないかと、こういう御指摘をいただいております。御協議なさったと思っております。

坂本会長 米原課長。

米原課長 この物件も、先ほどの団員の問題と全く同じような内容でございまして、片方はゼロ、片方というものの調整の問題でございまして。ですから、新しく設置する場合に会見町の場合は6,000円出しますよと、西伯町の場合はすべて町でしますよという違いもあります。それから、集落間については、会見町の場合には電気料を払う人がおりませんから、したがって、ほとんど集落間にはありませんという実態でございまして。若干あるところがあります。そういった違いはございまして、そういったものを含めて総合的に判断したのが、この西伯町の方がええだないかというところからございまして。したがって、こないだ西伯町の方で幾らあるかということをお聞きしたら、大体集落で435本ぐらいあるようございまして。これも町が補助金出してつくったものですから、管理費払ってませんから正確ではないかもしれませんが、大体435ぐらいということでございまして、同じぐらいの数かなということでございまして。

それから、前回、会見町で集落間に付けるとしたら大体どれくらいかということもあったようございまして、これは各区長さん等に直接聞いてませんから、こうだということはお聞きませんが、私の個人的な独断で、この集落とこの集落に1本か2本要るなどいうものを合計しますと、大体30本ぐらいのものは出てくるへんかなという、あくまでも個人的な観測でございまして。そういったことで、そういったものをすべて町で負担しながら設置し、町の方で電気代払っていくと、そっちの方がええではないかなと。

それで、ちなみに会見町で今、会見町方式でやっていると454本でありますけども、一番多い集落で大体79持っています。それから一番少ない集落で7つというような、6つが一番少ないですか、そういったことで、それぞれ一番多い集落の79本持っています集落では、600円掛けますと4万7,400円が毎年電気料に補助金が出ていますと。そのトータルが20何万にはなっていますけども、ちなみに前年度の14年度の実績で

いきますと454本に600円掛けますと27万2,400円が22集落に補助金が出ています。それから改良で4,800円といたしますのは、昨年の方は一件もございませんでした。ただ、新設が2件ございまして、これが幾らかかったかということは調べておりませんが、2件にそれぞれの6,000円を支払っているという実績が会見町の状況でございまして、本当に果たして新規にした場合に6,000円のできるのかなということもございしますが、そういった部分が町で設置するということであれば、そちらの方がやりやすいのかなというふうには思います。

それから、一つは、私見でございしますが、西伯町さんの場合、つくるのはつくったけども、ある程度耐用年数が来て使いもんにならなくなったといったときに、会見町の場合には4,800円の補助金が出ますよという部分がございします。ですから、そこら辺が考えるところかなあと、古くなってもう使い物にならんといったときに、全部地元で出せよというより、若干でも補助金出してあげて、やっぱりそのものを確保できるという方法ができればそこら辺あれかなということがございまして、先ほどの団員の手当があるのとならないのと、600円あるかないかについては、600円やろうという、西伯町の分にぼかっと上がりますし、新設も西伯町がやったことを、こっちもせえということ、物すごく費用がかかりますんで、そこら辺の総体的に見てこれならという部分というのを考えていただきたいなというふうに思います。ですから、僕たちが考えた部分では、西伯町方式の方が集落間もできてええのかなというふうな話し合いでの結果でございしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 前回の説明で、西伯町の方は何か社会福祉協議会の方から街灯に対して出ているというような話は聞いたんだけど、社会福祉協議会はその金はどこから出ちょうのかわからんけども、結局そのこと社会福祉協議会から例えば街灯の補助として何ぼぐらい出ちょうのかというのが、片方の方では町から出ちょらんからゼロだと。今の4,800円と6,000円。ちなみに、大体街灯1本も、その集落で仮にコン柱の古いのでも運搬してもらって建てれば、大体6万ぐらいはかかるわけです。けども、我々は自分たちのことだけんという、その6,000円ほかもらえんでも、1割ほかもらえんでも、やっぱり自分たちのことだてってやっちょうわけだし、その結局見えてこん部分が、いわば西伯の何か明るい何とかで社協の方から出ちょうてって、その見えてこん部分は年間どれぐらい出てるのかという、年間の数字で結構ですので、それをお聞かせ願ひたい。

坂本会長 藤友課長。

藤友課長 宇田川委員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、防犯灯の設置について社会福祉協議会から補助ということがございましたが、ちょっとニュアンスが違うというふうに思います。西伯町の場合は、以前は社会福祉協議会の事務局もこの役場の町民生活課で持っておったというような形態がございます。その当時は、防犯灯の設置を社会福祉協議会の方でお世話をして設置をしていただいていたということで、後の運営等について、維持管理等については、そういう補助金的なものはございません。当初から維持管理についてはすべて地元でという形態で取り組んでおるところでございますので、社協の方でそういう補助金というのは全くございませんので。今は町の方がその設置ということ、地元からの要望について年間予算の枠の中で今対応しておるという状況でございます。以上でございます。

坂本会長 梅原委員、御質問の中で、自分たちでやるんだという意識を育てるがええだということですけど、西伯町の方は維持管理費は全部自分たちで見てもらわね、集落でね。ですから、役場が建てるは建てても、維持管理費は自分たちで払うというやり方をやっておりますのでね。

いかがでございましょうか、御意見はございませんか。

この件も先ほどの例のように取り扱いはいまいしょうか。

宇田川委員。

宇田川委員 30万に切ってしまうなんてっていう合併はしたくないで。28万か。

坂本会長 意見が出るので会長としても困りますので、この件も先ほどの例のように次回まで結論お預けにしたいと思います。次回までに、皆さん1人ずつ御意見を伺いますので、しっかり研究して御意見を持って出かけてやってください。そのように扱います。

米原課長 若干防犯灯のことで補足をちょっとしておきたいというふうに思いますが、大体西伯町で防犯灯を設置する場合に、既設の中電の電柱がありまして、それに設置する場合は、大体3万5,000円程度で設置をしております。それから、集落間で特に電柱がなくてわざとそこまで電柱を建てて配線をするというような場合には、基本的には中電の方がその場所までは配線をいたしますけれども、最終的なその電柱の負担ということになるんでしょうか、そういう場合には若干経費がかかるということで、これもどうも一律ではないようでございます。地域の状況によってその負担額というのがどうも変わるようですが、場合によってはそういう、わざと引っ張るときには、最終分の電柱が10万ぐら

いかかるというようなことはどうもあるようです。なかなかこれを、基準がこれで一律の負担ですということにはどうもならんようでございますが、そういう場合には、一応参考までに報告をしておきたいと思います。

坂本会長 そういう実情というものも踏まえていただきまして、次回の会議で結論を得たいと思いますので、意見をひとつ持って出かけてやっていただきたいと思います。

その他の件については、調整方針、原案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、そういうことで、消防・防災事務の取り扱いについては以上で終わりたいと思います。

議案第5号、選挙事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 議案第5号、選挙事務の取り扱いにつきまして、新町におけます選挙事務の取り扱いにつきましては、前回の9回会議の提案事項第4号のとおりでございます。

内容につきましては、特に御意見はございませんでした。以上でございます。

坂本会長 選挙事務の取り扱いについて御意見や御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございます。原案のとおり決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、選挙事務の取り扱いについては、原案のとおり決することにいたしました。

以上で協議事項についてはすべて終了いたします。

その他で何かございますか、事務局の方で。

今後の協議会の開催日程についてを話してください。

奥山室長 2ページをごらんいただきたいと思います。今後の協議会の開催日程でございますが、9月におきます11回の会議は、9月9日午後13時30分から16時まで、会見町役場会議室で行いたいと思っております。

12回の会議であります。9月の30日、13時30分から16時までということでこの場所で、西伯町役場で行いたいというふうに思っております。ちょうど9月議会がございますので、このようなことで開催をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、10月の予定でございますが、ここには書いておりませんが、10月の9日木曜日、13時30分から16時ということで、会見町の方で予定をしております。

坂本会長 10月のいつ。

奥山室長 10月9日木曜日でございます。

坂本会長 それだけ。

奥山室長 それと、10月の23日木曜日でございますが、これも時間は午後ということで、西伯町の方で予定を考えているところでございます。

もう一度申し上げます。10月の9日木曜日、午後、会見町です。それから、10月の23日木曜日、午後、西伯町ということでございます。

三鴨副会長 23日ということは、ちょっとまずい日かなと、わし自身のことで。

坂本会長 どうぞ。

塚田委員 時間の表示ですけど、どうでもええ話なんですけど、きょうあたりもサイレン鳴ってますんで、5時ぐらいにしといた方がいいじゃないですか。早く終わるのはええけど、何か予定入れてしまうと、困ることがありますけどね。

奥山室長 わかりました。余り長くすると出席していただけないかと。ほんならまた、10月23日につきましては、再度また検討させていただきたいと思います。

坂本会長 一応9月の分を、ここまで確認をいただいたということにしときましようか。その他で何かございますでしょうか、皆様方の方で。

ないようでございますので、それでは、きょうの合併協議会を閉会にいたしたいと思えます。

三鴨副会長さんの方からご挨拶をいただいて、閉じたいと思います。よろしく願います。

三鴨副会長 きょうはえらい遅刻してまいりまして済みませんでございました。今日はもう時間も相当経過し、熱心に協議いただきましてありがとうございます。大変だんだん難しい局面が出だしてきまして、何とかいい調整をしながら前に進んでいきたいものだと願っておるところであります。たまには一杯でも飲みながら交流を図り、一杯やるのも、またこれもいいことではないかなと思っております。事務局の方でまたそういう機会を…。今日はどうもありがとうございました。

(閉会 17時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員